

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■巻頭言

連立政権離脱のあとに

関山信之

■特 集

羽田総理の所信表明に対する社会党代表質問

■資 料

社会主义インターナショナル国際大会（東京）関係資料

日本社会党政策審議会

6
1994 NO.333

農業 農業を読む。90分で読む

第10回配本

環境保全型農業へ

ポスト・ウルグアイ・ラウンドを探る

辻一彦・唯是康彦ほか

元気の出る農業へ生産者と消費者に何が求められているか

お坊さんも外国人労働者も

コミュニティ・ユニオンの街づくり、仲間づくり

小畠精武ほか

組合に無縁だった領域に積極的にはたらきかけるコミュニティ・ユニオンを紹介

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）A5判64頁

既刊・好評発売中

■創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗 ■金竹小の金と権力=伊藤博敏 ■これまでの社会民主主義・これからの中道民主主義=住沢博紀 ■政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆 ■知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎 ■93年激変・連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛 ■ミッテランとロカルー=成沢宗男 ■社会が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明 ■夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子 ■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士 ■国会でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂 ■いま、社会民主主義を選ぶ・世紀末ジャパンの労働と生活=熊沢誠 ■会社本位主義を変える=奥村宏・鷺尾悦也 ■政策提案型市民運動のすすめ・理念編=須田春海 ■社会党あるいは社会党的なるものの行方=吉本隆明 ■カンボジアPKO体験記=柳原滋雄 ■写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円) ■東経148°からのSOS・転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好 ■環日本海の将来・隔ての海から結び合う海へ=環日本海フォーラム ■あたりまえだよ男の子育て・育児休業一年間の体験記=鈴木政俊・圭子

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)

申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。

入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

統一會派「革新」の結成によつて政局は瞬転し、社会党の政権離脱が決まってあつた。第一次連立の枠組みは崩壊した。

この間九ヶ月、めまぐるしく動いた政治の舞台の一駒一駒を想い返しながら、しみじみ歴史のテンポの速さに驚く。

除から政権は崩壊した。

政策担当者の一人としては、何をかいわんや

馬鹿ばかしくて

話にもならない

といった気分にもなる。昨年来、税制、予算と現場では様々な試行錯誤を繰り返しながら、その節々で連立合意を成立させながら、新しい政治の試ながらも、その節々で連立合意を

石という見方がある

という。

そして「要党」は左右両方か

ら話が通じる相手とみなされるか

とみなされるか

むずかしさについてはしばしば

ふれてきたところだが、私たちが連立時代のリーダーシップを握ろうとすれば政策上の吟味は当然のことながら、「要党」としてのポジションと資質をどう作るかが併せ問われていることを今回の出来事は教えてくれている。そして、この経験をもって改めて連立時代の政策形成を急がなければならぬ。

左右に一定の拡張をもつた政

策選択の幅を視野に收めながら、

その要となる政策上の争点化の軸

を出来るだけすみやかに示さなけ

ればならない。とりわけ、安全保

障と対外政策、規制緩和と新しい

経済システム、福祉と国民負担の

在り方、等々について、私たちは

次の政局を政策的にリードするこ

とを目指して。

しかし、現実は政党間の理念や

政策上の事柄ではなく、政権運営

の手法と連立与党間の信頼感の欠

きをもつともいう他はない。

「異質

さへの寛容さと調整への配慮」を

卷頭言



連立政権離脱のあとに

関山信之

政策審議会会長

多くの人達は、社会党と他の連立与党、とりわけ、小沢氏や市川氏との間に介在する国家観や憲法論の差異とともにとづく基本政策の乖離から政権は遠からず壊れるに違いないと予測した。

しかし、現実は政党間の理念や政策上の事柄ではなく、政権運営の手法と連立与党間の信頼感の欠

みに挑戦してきた。世の中の不満や非難に耐えながらも、ここは、政治改革の実現と、新しい政治の可能性を開花させるための我慢のしどころと考えてきたからに他ならない。

この点に関連して、毎日新聞の中村啓三編集委員の「要党なき連立政権」（四月二八日朝刊）との

ら、各党は、「要党」を味方につけることで主導権を握ろうとし、「その結果、要党」が政策調整の役割を果たすことになる」「細川連立政権ではある段階まで、さきがけ、日本新党がこの「要党」の役割を果してきた」という指摘は、もつともいう他はない。「異質

な、各党は、「要党」を味方につけることで主導権を握ろうとし、「その結果、要党」が政策調整の役割を果たすことになる」「細川連立政権ではある段階まで、さきがけ、日本新党がこの「要党」の役割を果してきた」という指摘は、もつともいう他はない。「異質

6月刊『政策資料』

No.333号

1994年6月号

特集 総理の所信表明に対する代表質問

衆議院本会議 村山富市 日本社会党委員長)

" 野坂浩賢 "

国会対策委員長)

参議院本会議 浜本万三

" "

(参)議員会長

" 糸久八重子

" "

(参)議員副会長

資料

新たな連立政権樹立のための確認事項

談話(羽田総理指名)

政権離脱に至る経過とわが党の態度

永野法務大臣の発言について(書記長)

永野法務大臣辞任に関するコメント(書記長)

×社会主義インターナショナル国際大会関係資料×

・二一世紀に向けてアジア太平洋の時代 社会主義インターナショナル副議長 田辺 誠

・ピエール・モロワ議長の開会の辞

・歓迎挨拶

日本社会党委員長 村山富市

・アジア・太平洋の新時代

理論センター所長 鳴崎 謙

・アジア・太平洋の平和と安全保障

国際局副局長 北村哲男

・国際連合および国際安全保障の未来に関する決議

・アジア太平洋地域の安全保障に関する決議

・核兵器に関する決議

・アジア・太平洋の民主主義、経済・社会発展に関する決議

・女性の人権に関する決議

・「イデオロギーの変革」決議

・国連カイロ人口会議についての決議

・クオータ制の推進に関する決議

政策の焦点

I 政治改革と政策と……
II 規制緩和問題についての一考察

伊藤安博
仙波春生

一九九四・五・一二

衆議院本会議 代表質問

日本社会党・護憲民主連合
村 山 富 市

二〇〇万人の完全失業者をはじめ、多くの国民が、不安と焦りを覚えています。

眞面目に働き、ほんのささやかな幸せを大切に生きている国民は、いま、日本の政治にいったい何を期待しているでしょうか。期待しても無駄とあきらめている人たち。どうせ政治家はみんな悪いことをするものと、不信を抱いている人々。私も政治に携わる者として、その責任も痛感しながら、しみじみと考えさせられます。

羽田内閣は少数与党でこの難局をどう乗り切るつもりだろうかと、不安な気持ちを持たれている人も多いでしょう。また「政権は変わったが、政治はまだ変わっていない」と見ている人もたくさんいます。そうした国民に、

総理はどう対応してゆくつもりですか。三八年間続いた自民党の腐敗した政権が崩壊し、国民の大きな期待の中に細川連立政権が誕生しました。連立政権は、政治改革を最たる重要な予算は、成立しないどころか、五月半ばになつてなお審議さえ始められない状態でございます。これは、戦後三番目したのは、不正と腐敗を絶滅することであります。残念ながら、この点については中途半

(はじめに)

この国会は、日本の政治の根幹を問いただすものとして、内外注視の中で開かれています。

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、「やさしさと多様性に満ちた日本」をめざす立場から、羽田総理大臣の所信表明演説に關し質問いたします。

(国民に信頼される政治の原点)

総理、日本がかつてないきびしい難局を抱えたむずかしい時に、あなたは首相となられました。

戦後もつとも長い不況から抜け出る展望も

まずははじめに、先月、名古屋空港で起こつた中華航空機の痛ましい事故に遭われたご遺族の方々に心からお悔みを申し上げます。また、入院中のみなさまの一日も早いご回復をお祈念するとともに、事故の原因究明ならびに記録であります。その犠牲となつて苦しむ

端で、政治不信がこれで解消されるとは、とうてい思われません。もっと大胆に、不正と腐敗の実態を国民の前に明らかにし、腐敗を防止するための制度を整備しなければなりません。政治家、国会、政府に対する国民の信赖を、どう回復するかについて、お互いもと真剣に考えるべきだと思うが、総理、いかがですか。

(議会制民主主義による政治手法)

また政治にとって、民主的なルールは大事にされなければなりません。連立政権は、もともと理念も政策も違った政党・会派が、一定の政策合意によって支え合っているだけに、運営の方法がもっとも民主的でなければなりません。そして、連立与党間の政策形成過程の公開など、政治の透明性を高めることによって、国民の理解や批判をいちはやく得られるようにすることが、政治に対する国民の信赖を高める上で大事なことだと思います。

わずか八ヵ月間でしたが、連立政権で学んだこともたくさんありました。反省すべき点も、また多くありました。たとえば、突如として細川総理から示された国民福祉税や内閣改造の問題など、いつ、どこで、どのような手続きで決められたのか、まったく不明でありました。

細川総理の辞意表明後、自民党の派閥領袖

を対象とした、道理なき連立の枠組み変更の画策。そして突然の院内会派「革新」の発足など、すべてこれまでの連立与党間の合意をまつたく欠いたまま進められたものであります。

こうした問題に共通していることは、合意を得るための民主的な討議や手手続きが無視され、数をすべてに優先させるという権力的発想であります。簡単にいえば「力づくの政治」手法であります。社会党が、連立政権を離脱せざるをえなかつた理由は、政権の中枢がこのように議会制民主主義の原則を踏み外すという、政策以前の政治手法の問題によって、連立与党間の信赖が失われ、信義が欠落したこと。つまり連立政権としての前提条件が、崩壊したからであります。

総理、民主的な政治行動は、信義と誠実の原則によって支えられなければなりません。すなわち、提起された原案に対して示される多様な見解が尊重され、真剣な討議を深めることによって、原案よりもいつそう国民的な合意を得やすいものにするという、寛容と忍耐による作業がなされること。これこそが、民主的な政治の手法であり、「合意と納得の政治」ということができます。

羽田総理、あなたの手法は、あなたの人生からしても「合意と納得の政治」にあると思いますが、いかがですか。世にいわれるよう

な二重権力を排して、リーダーシップを發揮するという自信がおありますか。これまでの反省も含めて明らかにしていただきたいと思います。

(少数与党の政治運営)

総理、羽田内閣は、少数与党内閣として船出しました。わが党は、お互い責任をもって立案し国会に提出されている予算案や、予算関連法案については、その成立に責任を持つことは、すでに明らかにしています。しかし、その後、内外の重要な政治課題に対し、どうするつもりなのか、はたして少数与党でこの難局を乗りきれるのだろうか。国民は不安を感じていると思います。

この事態を乗りきる選択の道は、三つしかないと思います。一つは、エンジンをとめ、何もないで漂流する。二つは、与野党徹底した話し合いで合意を求めていくか、野党に限りなく譲歩して、妥協を図る。そして三つめは、総辞職か解散だと思います。いくら何でも無責任な第一の道は、とられないでしょう。あなたは、どの道を選択されますか?

いずれにしても、厳しい政局運営を迫られると思いますが、今後の政局運営について、党首会談等を通じて話し合う考え方があるかどうか、承っておきたいと存じます。

(日本社会党の立場と決意)

先にも申し上げましたが、腐敗を防止し、政治に対する国民の信頼を取り戻すためには、引き続き政官財発着の構造を断つことが、必須の条件であります。三者の癒着構造にメスを入れ、腐敗防止法の制定、企業・団体献金の全面禁止、国會議員の地位を利用したあせん利得罪の検討などの改革が必要であります。さらに国民に開かれた国会、自浄能力を高めた国会の実現に向けた改革も急がなければなりません。総理、いかがでしょうか。

私はこの際、日本社会党の政治的立場を申し上げておきたいと思います。社会党は、細川連立政権の「合意事項」と「八党覚書」とに集約された改革の方向に沿って、政権を懸命に支えてきました。そして政治資金規正法、公職選挙法などの改正による腐敗防止策の強化、公共事業における入札制度の改革など、不十分ながらも一步前進させ、また景気回復などを重点とする平成六年度予算案を編成し、その予算案はこの国会に提出されているところであります。

第二次連立政権ともいべき羽田内閣の発足に際しても、昨年の政権合意による改革を継承することを前提にした「新たな政権樹立のための確認事項」について合意し、羽田首班を選出いたしました。しかし、この間の連立政権の運営についての政策以前の疑問、権

力の一重構造ともいわれる政治体質についての重大な疑問によって、社会党が連立から離れた現在、これら確認事項にそのまま拘束されることはありませんが、国民に対する約束として、野党の立場になってしまっても、党独自の判断によって実現のために努力してまいりたいと思います。したがって、羽田政権に対しては、改革の初心を貫くのであればこれを支持し、逆行の懸念が見えれば、具体策を提起し、断固対決する所存であります。

(歴史認識と戦争責任)

ところで細川前総理は、私たちの主張を入れた連立政権合意に基づき、就任直後の特別国会で、「過去のわが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたこと」に、改めて深い反省とおわびの気持ちを表明され、その後、日

韓、日中首脳会談などを通じて、日本の植民地支配や侵略戦争を率直におわびし、近隣諸国との信頼関係の回復に努めようとしてきました。アジアの国々は、こうした日本の変化を感じとり、新しい時代への期待を抱いたのです。これは、自民党政権のもとでは決して実現できなかつた改革の一歩というべきでしょう。

問題は、改革を継承するという羽田内閣の姿勢についてであります。あなたが法務大臣

に選んだ方が、「あれが侵略戦争と定義されるのは間違っている」などと発言し、内外、とりわけアジアの国々から厳しい批判を受け事はそれで終つたのではありません。世界の人々は歴史を歪曲し、犠牲者の痛みを無視する政治家の存在に驚き、そのような人物をよりによって法務大臣という、人権のかなめとしての要職に任命されたあなたの見識と、日本の政治レベルを問題にしているのであります。総理、法務大臣には永野氏が最適と判断された理由を明らかにしていただきたい。まして、永野氏は戦前・戦後を通じての職業軍人であります。組閣に当つて、憲法第六十六条の國務大臣の文民規定を、あなたはご存知だと思いますが、いったいその精神をどう理解されたのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

「かつての戦争に対する反省」は、昨年の政権合意にも明記され、細川内閣によつてようやく始められたばかりであります。永野发言で大きく失墜した日本の立場を、一日も早く回復しなければなりません。そのため、戦後五十周年の節目を目前にしたこの国会で、侵略戦争の過ちに対する国家意思の表明として謝罪と不戦の決議を行ない、それを受け取て国会と内閣が共同し、特別の行動を起こすことを、与野党すべての皆さんに提案したい

と思います。総理、いかがでしようか。

ご承知のように、旧西ドイツいらいドイツの戦後補償は高く評価されており、それを推進する合言葉として「過去の克服」ということがさかんにいわれました。その意味するところは、「過去を内面で十分に理解し、自分自身のものにすること」とか、「過去を繰り返し徹底して心に刻み込むこと」だといわれています。羽田内閣が改革の政治を継承するというならば、そのよって立つ原則として、これを確認されるよう心からお願いしたいと思います。

(国連改革と日本の立場)

ところで総理は、国連安全保障理事会の常任理事国となることを望まれていると伝えられています。

国連はいま、一九九五年に迎える設立五十年周年に備え、組織全体の改組・改革を検討し始めたところであります。日本政府はこれに向けて、二十一世紀にも通用する新たな国連のあり方を提起すべきであります。先の大戦の戦勝五ヶ国が、あらゆる面で実権をにぎり、安保理事会では常任理事国この五ヶ国が拒否権を持つという現状を改め、常任理事国制度の改廃や、地域代表としての現在の理事国度の拡大などが必要だと思います。また安全保障理事会のほかに、新たな時代に対応できる

よう、環境や人権に関するそれぞれ独立した理事会を創設することも、大切と考えています。

このような国連の改革を進めることこそ、時代の要請であり、日本の国際的な役割ではないでしょうか。それをしないで、旧来の国連に大国としてその地位を占めることが、日本との国連外交であってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

(任命権者としての責任)

次に、朝鮮半島問題とそれに関連する日本の対応について伺います。

羽田内閣の発足後、官房長官、外務大臣などが、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核疑惑に関連して、有事法制問題や憲法解釈などについて、活発に発言されています。歴代政府は、「たとえ国連の指揮下であっても自衛隊が海外で武力を行使することは、憲法上許されない」としてきましたが、今回の発言のなかには、これまでの見解を改め、集団的自衛権の行使を可能にするべきだという発言、つまり、自民党政府にもできなかつた、根底からの解釈改憲を求めるものが目につきます。

他方総理は、世紀を超えた喜びを祝賀する南アフリカ共和国のマンデラ大統領就任式典に、政府特使として細川内閣の防衛庁長官だ

った中西啓介議員を派遣されました。彼は、今回法務大臣を辞任せざるをえなくなつた永野茂門氏が主催する研究会において、国連指揮下の自衛隊による武力行使は合憲と発言し、引責辞任せざるをえなかつた人であります。

総理、あなたが重ね重ねタカ派の政治家を選ばれるのは、あなた自身の思想もそただからと思わざるをえませんが、違いますか。総理の今回の人事は、憲法に規定された国務大臣等の憲法尊重・擁護の義務を侵すこととなる恐れがあるばかりでなく、細川政権下で掲げた「平和と軍縮」の立場ともまったく逆の方向に行くものであります。自らの人事に関する方針と責任をどのように自覚しておられるのか、明らかにして下さい。

(日朝関係の正常化)

さて、朝鮮半島問題で留意すべきは、北朝鮮の核疑惑に名を借りて、有事立法や集団的自衛権の行使を強調することは、北東アジアの政治的・軍事的緊張を煽り高める以外の何ものでもなく、また朝鮮半島問題の本質を取り違えた本末転倒の議論だということです。

「北朝鮮を孤立させてはいけない」とよくいわれます。まさにその通りであります。そのためにも、北朝鮮が核拡散防止条約（NPT）にとどまり、国際原子力機関（IAEA）の査察を受入れるよう粘り強く説得すべきです。

私たち社会党は、その努力を直接行なつてまいりましたが、羽田内閣も今後そうしたとりくみに努力されるというのであれば、わが党も大いに協力してまいりたいと思います。そもそも日本の朝鮮半島への対応には、他の国々とは違う、かつてその地を植民地としたという歴史的な責任が伴なつてゐるのあります。そうした歴史的関係を踏まえるならば、日韓関係と均衡を図りつつ、日朝関係の一

日も早い正常化に向け努力し、まずもつて北朝鮮の孤立化を防ぐという外交上の選択をすべきであります。これにより、米朝間の交渉を促し、ひいては朝鮮半島全体の平和と安全に寄与するという方向こそ、求められていいのではないでしょうか。これまで外務大臣としてこの仕事を担当してこられた羽田総理の決意と方針を伺つておきたいと思います。

羽田内閣が、平和への道に逆行しないといわれるならば、先にも触れた「合意と納得の政治」を外交の基本にすること。すなわち大國主義を否定し、どんな国であつても、対等・平等の外交関係を築くようにすべきであります。現に、米韓中三国はそれぞれ北朝鮮と話し合いに努めている最中であり、とりわけ韓国と中国は、制裁措置にきわめて慎重な態度をとっているのであります。これと比べて日本は、北朝鮮の核拡散防止条約からの脱退表明以来この一年、直接何も働きかけをして

こなかつたことを、きびしく反省しなければなりません。その上で日朝国交正常化交渉の再開、関係国及び関係国際機関への働きかけなど、国際的な紛争は「対話と協調」によつて解決するという構えに立つて、日本独自の平和外交を開拓するよう、強く求めたいと思います。

(有事立法)

この問題では最後に、有事立法についての総理のはつきりした見解を伺つておきたいと思います。有事立法は、現実の国際関係からはとうてい考えられない、わが国に対する急迫不正の侵略があつた場合を無理に想定して、自衛隊出動などのために、国民の権利を大幅に制限することが必要であると主張し、そのための法制をあらかじめ準備しようとするものと思われます。総理は、そのような立法を検討・準備されるというお考えがあるかどうか、総理のお考えを伺いたいと思います。

なお、総理の先ほどの答弁は、外務大臣の認識とは大きく食い違つてゐる。これは、閣内不統一ではありませんか。

一九六九年十一月、佐藤・ニクソン会談後の共同声明の背後に、有事の場合、沖縄への核持ち込みを日本が事実上認めるという秘密協定に署名されていた事実が、最近になつて、当時の佐藤総理の特使によつて暴露されまし

た。沖縄ではこの四月、二日間にわたつて、米軍のF-15など軍用機二機が墜落し、県民の不安は募つてゐる矢先のことであります。ただちに、この席で真相をご報告いただくとともに、羽田内閣は、この密約に拘束されると考えるのかどうか、それともあくまで日本のが核三原則を守るのかどうか、明らかにして下さい。

(税制改革と国民の理解)

さて、経済成長を優先するこれまでの経済政策は、すでに歴史的な役割を終えました。先進諸国はいずれにおいても、量を求める時代から、質を選ぶ時代を迎えており、これまでの「競争・効率」といったキーワードよりも、「連帯・公正」といった価値観が重視されるようになつています。

このことは、生活の重点が量的な充足から、「ゆとりとやさしさ」に象徴される質的な充実に移行する時代。多様な価値観、多様な国籍の人々が共生し、共存する時代を迎えたということです。いいかえれば、人に対しても環境に対しても、また他の国々や民族に対しても、「寛容な社会」を形成しなければならず、それを基本とした「やさしさと多様性に満ちた日本」となるべき時代を迎えたということであります。この新たな時代にふさわしい財政や経済のあり方が、検討されなければ

なりません。

たとえば、高齢化社会に対応できる税負担を国民に求めようとする場合、安心できる福祉プログラムの明確化、不公平税制のは止、益税解消や逆進性緩和による消費税の抜本的な改廃など、直接的な条件整備がその前提として必要あります。このように、所得の低い弱い立場の人々に、十分な配慮を行なったうえで、関係制度のあり方を改革することを条件にしなければ、税制改革に国民の合意は得られません。

私もサインいたしました政権合意のうち、税制改革の項に「国民の理解を得つつ」という表現が挿入された理由も、ここにあります。総理は、細川前総理の失敗を反面教師として、適切な手順と方法で国民の理解を得るようにしなければなりません。税制改革についての総理の方針を明らかにしていただきたいと思います。

(予算の早期成立と生活の質的改善)
さて、当面の景気対策は、予算の早期成立と所得減税の実施を急ぐことにあることはいうまでもありませんが、景気対策として活用されている公共投資のあり方にも触れておきたいと思います。それは、生活の質的な充実本とする住民参加のまちづくりを進める中で、

生活者として必要性の高い生活基盤に向けた投資が優先され、推進されるようにすべきだということであります。

ところが公共投資の配分は、建設・農水・運輸の三省をはじめとする各省の既得権益によって、まったく弾力性を失っているのが現状です。そこで、いわゆるシーリング・システムのあり方を根本から見直し、省庁をこえた社会的・総合的な観点から公共投資のあり方を評価し、コントロールするシステムが、新たに開発されなければなりません。国会として、予算審議その他の委員会審議において、公共投資のあり方について論議をよりいっそく深めるのは当然として、内閣としても、たとえば総理直属の内政審議室に新たなセクションを設け、その検討・準備を始めるといった、積極的な姿勢を求めるべきだと思いますが、総理いかがでしようか。

したがって、日米貿易摩擦問題への対応としては、アメリカの求める数値目標ではなく、いわゆる新社会資本を中心とした生活基盤充実に向けた日本としての総合的な中期目標の設定、建設国債などによる財源の確保を図るとともに、貿易黒字について、たとえばGDPの一定率以下に抑制するといった独自の目標を早急に自主的に策定し、七月のナボリ・サミット前に日米包括協議を再開することをめざすべきではないでしょうか。総理の見解を伺いたいと思います。

(日米経済関係)
次に、日米関係、とくに貿易摩擦問題への対応についてお伺いします。
日米関係については、単に「おとなな関係」に入ったなどと自画自賛しているわけにはまいりません。日米両国のGNPを合わせると、全世界の四割を占めるという現実は、両国の世界経済に果す責任がきわめて重いことを物語っており、関係改善に向けた相互の

努力が今後いつそう必要なことを示しています。とくに、日本の貿易収支の黒字およそ一、四〇〇億ドルのうち、対米貿易によるものがおよそ六〇〇億ドルにのぼるといった不正な関係を是正するには、日本としては、その経済をより公正で生活者を優先するものへと転換することが不可欠だと思います。
そのためには、この目的に沿って所得減税、公共投資の拡大、住宅・土地対策の強化など、内需拡大に向けた施策をすすめるとともに、適切な規制緩和の推進、内外価格差の是正などの施策を重点的に行なう必要があると思います。

(ウルグアイ・ラウンド後の日本農業)
次に、ガット・ウルグアイ・ラウンドによつて多大な影響を受ける農業をはじめとする

農林漁業の問題について伺います。

「環境にやさしい社会」という見地に立つ

と、農林漁業の問題はきわめて重要であります。

これから農林漁業政策の基本は、環境

保全型産業と位置づけ、国土利用計画や環境

基本計画の主要な柱にそれをすること。そ

の上で、国土の約七割を占め自然的社会的条件

がきわめて厳しい中山間地域における農林

業の振興や、沿岸及び内水面における漁業の

振興についての本格的な施策を早急に講じること

が必要であります。

また、環境上の見地に加えて国民に安全な食料を供給する観点から、有機農業の全国的な普及に向けて公的な援助策を確立する必要もあると思います。

これらのこととが、農林漁業をとりまく厳しい国際状況の中で、地域の特性に即した日本の農林漁業の健全な発展を図るために、ぜひとも必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意の実施時期までに、政府は新たに農産物、とくに米の生産流通体制の整備、農業の体質強化、地域活性化対策等を検討し、所要の法制度の改正等を行なうとしているようですが、たとえば、米のミニマム・アクセス導入にともなって、転作や減反の強化は行なわないこと。食料自給の原則を踏まえ、中期的視点に立って本格的な備蓄制度を確立することなど

が必要と考えますが、いかがでしょうか。

(羽田内閣の憲法觀)

さて最後に、憲法や日本の進路に関する羽田総理の考え方についてお尋ねします。

世界の冷戦構造が崩壊して以降、今日もなお大きな変動が続いている。旧ユーゴスラビアの紛争などが依然続いている反面、中東危機の象徴であったパレスチナとイスラエル

の対立が、ようやく「暫定自治」の合意にこぎつけ、歴史的な和解への第一歩を踏み始めています。また、長きにわたってアーバルヘイト・人種隔離政策をとってきた南アフリカでは、人種の平等、平和と繁栄、民主と公正などを理念とする新しい国づくりが始まろうとしています。そのような世界の動きや時代状況の中で、武力による紛争解決を否定した日本の平和憲法が、ますますその輝きを増していると思います。

一九七〇年代半ばまで、三十有余年の議会生活を送ったアメリカのフルブライト元上院議員は、その回想録の中で日本について、次のように書いています。

「私は日本の平和憲法とそれに基づく国連中心外交、非武装政策をもとも高く評価する一人だ。私が望むのは、日本が大国にふさわしい知恵と金と設備、人材を提供して、世界平和のための貢献をしてほしいと

いうことだ。平和維持に軍事力以外の方法があることを身をもって示し、米国に範を垂れてほないと願っている。」

(リベラル派の結集)

さて最後に、憲法や日本の進路に関する羽

田総理の考え方についてお尋ねします。

世界の冷戦構造が崩壊して以降、今日もなお大きな変動が続いている。旧ユーゴスラ

ビアの紛争などが依然続いている反面、中東危機の象徴であったパレスチナとイスラエル

の対立が、ようやく「暫定自治」の合意にこぎつけ、歴史的な和解への第一歩を踏み始めています。また、長きにわたってアーバルヘイト・人種隔離政策をとってきた南アフリカでは、人種の平等、平和と繁栄、民主と公正などを理念とする新しい国づくりが始まろうとしています。そのような世界の動きや時代状況の中で、武力による紛争解決を否定した日本の平和憲法が、ますますその輝きを増していると思います。

この目標を実現するためには、国内においては「民主的な改革をめざす人々の連携」が必要であり、国際的には、世界から核の廃絶を求めている国々や武器の輸出禁止をめざす国々など、「平和をめざす国々の連帯」が必要です。わが国の憲法は、これからは積極的な実践の方向を示す、世界の羅針盤としての歴史的な役割りを担っているというべきではないでしょうか。

(結び)

重ねて申し上げます。私たち日本社会党は、羽田内閣に対し責任政党としての立場から、

是は是、非は非として対応してまいります。しかし、ねじ曲げた憲法解釈によって、武力による国際紛争の解決に参加・協力しようとするなど、歴史逆行する姿勢を克服できない場合には、断固対決し、新たな政権樹立に邁進する決意であることを申し上げておきます。

中国の黄河の激流の中に、そびえ立って動かない大きな岩石のことと「中流の砥柱（しづちゅう）」と呼んで、乱世に處して毅然として節操を守るさまによくたとえられます。私たち日本社会党は、激動する世界の中で平和憲法を体現し、「中流の砥柱（しづちゅう）」としての役割をはたす所存であることを申し上げ、私の質問を終わります。

私は日本社会党・護憲民主連合を代表し、羽田総理の所信表明演説に対し、昨日の村山委員長に引き続いだ、質問を致します。

（永野発言と安保・防衛問題等）

南京大虐殺や集団的自衛権をめぐる閣僚発言問題や朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑問題など、安保・防衛・外交問題については、村山委員長が取り上げましたが、重大な問題でありますので、私からも若干質問しておきたいと思います。

永野発言のもたらした影響は極めて甚大であり、重大であります。細川前総理が昨年夏の特別国会で「過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたこと」についての反省を率直に表明したことは、連立政権が樹立されたことにより日本も大きく変わっていくも

一九九四・五・二三

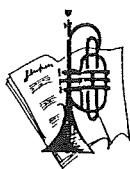
衆議院本会議 代表質問

日本社会党・護憲民主連合
野坂浩賢

のとアジア各国から期待され、迎えられました。それは、日本とアジアの国民に大きな禍をもたらした過去の侵略戦争を、率直に反省しようとした勢力が残存する日本に対して、アジア各国がもっている根強い警戒心を解き、心から許し合える隣人として友好協力を深める礎石を築いたのであります。

永野発言は、これをまったく反故にしてしまったと言つても過言ではありません。アジア各国は「そうか、やっぱり」と、いままた日本に対する疑惑を深め、警戒心を高めています。発言が撤回されただけでは到底すみません。あなたが永野発言を否定するのであれば、なぜ、永野前法務大臣を罷免しなかったのですか。その方が各国に対し、日本政府の意図をより明確に示し得たと、私は思うのであります。

あなたは昨日、「永野さんは優れた人格識



見の持主だ」と前法務大臣をかばうかのような答弁をしましたが、そのようななればするほど、「日本では、優れた人格識見の持主といわれる人までが、あのような過去の戦争観、認識をもつてゐるのか」と、近隣諸国の不信を深めてしまう結果になることに、あなたは気が付かないのでですか。

各国の不信は、総理が所信表明演説の中で

細川前総理と同じ言葉を口にし、親書など各國に言い訳をするだけでは、とても解消できるものではありません。具体的な行動が必要です。この際、戦争責任と謝罪の決議をこの国会で行なうだけでなく、アジア各国における日本の侵略行為や植民地支配の事実、そしてアジア各国の意見が適切に日本国民に伝えられるようにすべきであり、その觀点から、西欧で取り組まれているような共通の歴史教科書の作成なども検討すべきではありません。従軍慰安婦問題についても、アジア各国の信頼回復の觀点から、早急に解決を図るべきだと考えますが、総理、いかがですか。

新聞報道によれば、羽田総理は国会答弁に

備えるため、熊谷官房長官と柿沢外務大臣を呼び、集団的自衛権に関する從来の政府答弁の変更にまでは踏み込まないことを確認しました。また、柿沢外務大臣は集団的自衛権については「まず羽田政権を順調に船出させるため、おだやかにまろやかに答

弁したい」と語ったと伝えられています。順調に船出さえしたら、豹変することもあるかのよう口調であります。

総理、あなたは昨日、この問題について、「いま従来の政府解釈を変更する積もりはない」と答弁されました。羽田内閣が今後とも従来の政府解釈を堅持していくのかどうか、今一つはつきりしません。

そこでお尋ね致します。羽田総理、あなた内閣では従来の政府見解を堅持すると約束できますか。これに反する発言をした閣僚が出れば、直ちに罷免されますか、きっぱりお答え下さい。

(農林業問題)

さて、以下私は、当面する主要な政策課題について質問致します。

昨年一二月のガット・ウルグアイ・ラウンド合意の受入れが、農業に携わる人びとに及ぼす影響を極力少なくするよう、国内対策に万全を期すことは、細川連立内閣の公約であります。この公約がどのように果たされる

か、農業を愛し、農業を続けるため日々努力している人びとや、農産物の自給を望む消費者の方々が、非常に注目しております。国政の基本とも言ふべき食糧・農業政策は、可能な限りの合意のもとに確立されなければなりません。総理は、ウルグアイ・ラウンド

合意後の農業について、どのような対策を講じるお考えか、具体的にお示し頂きたい。この合意により、コメについては、ミニマム・アクセス分として、毎年一定量の外国産米が輸入されることになります。総理は、この分に相当する減反は強化しないと明言されおりますが、減反そのものについて、従来の導入など、農業者の意向を尊重した制度に改善すべきであると思いますが、いかがですか。また、他用途利用米制度は、価格その他を見直すべきだと考えますが、総理はどうお考えですか。

今回の未曾有の不作に伴うコメ騒動は、要するに従来の備蓄対策が全くの不備であったことに最大の原因があります。国民の皆さんには、主食であるコメについては、やはり国産のものを食べたいという強い希望を持つおられることが判明した以上、二度と今回のような事態を招かないよう、常時二〇〇万トン水準の備蓄を確立すべきであると思うのであります。総理の明快なご答弁を求めます。

さて、わが國林業も、長期にわたる外材支配のものでの木材価格低迷に加え、林業従事者の激減と高齢化が進み、産業としての存立基盤が危ぶまれております。ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて林産物関税の引下げが合意されたことにより、事態は一層深刻に

なりました。

わが国森林の保全と林業の再建のために、木材生産者への所得補償措置を含めた林業・林産業の基盤整備などの長期計画の策定や、林業労働力確保法の制定を図るとともに、九一年の国有林野事業改善大綱についても見直す必要があると考えます。総理のこの見解を伺います。

(福祉ビジョンと税制改革)

次に、高齢社会を展望した税制改革問題について伺います。

われわれは、細川前総理の唐突な「国民福祉税」の提案には断固として反対しました。また、第二次連立政権の樹立に向けた連立与党各派間の基本政策協議でも、「はじめに間接税の引上げありき」のような取扱いをわれわれは問題視いたのであります。しかし、税制改革の必要性そのものは十分に認識しております。また、高齢社会に向けたシステムづくりに当たっては、税制が中心的な役割を果たさざるをえないものと、われわれも考えておりますが、ここで重要な問題は、税制改革の進め方なのであります。

安定した税制は国民の理解と納得の上に成り立ちます。税制に対する国民の信頼を回復すること、そのためには、税をめぐる不公平のは是正、現行消費税の欠陥のは是正と、歳出構

造の洗い直し等によりその環境整備を図ることを、抜本税制改革の前提としなければなりません。さらに、国民に税負担を求めるのではなく、その収支が一体どこに使われるのか、どのような福祉社会をめざすのか、いわゆる福祉ビジョンが国民にはっきり示されていなければなりません。そして国民の理解と納得の上で実施すべきなのであります。われわれはその意味で「国民の合意」の必要性を主張してきたのであります。

「国民福祉税構想」の撤回後、当時の連立与党は「福祉社会に対応する税制改革協議会」を発足させましたが、私はその座長でありました。この与党税制協は、開かれた論議を旨とし、国民の意見を聞きながら与党案を取りまとめておりました。

そこで総理にお伺いしたい。抜本税制改革に当たっては、年内実現をめざすことは当然でありますが、決して「はじめに消費税率の引上げありき」といった態度はとらないこと、私がるる申し述べたような意味で、政府としての福祉ビジョン案を明らかにしつつ、国民の理解を十分得るよう努力することを約束でありますか。税制改革の具体的な進め方を含めて、総理の見解を示して頂きたい。

(年金・医療制度改革問題)

次に、この問題に関連して、今国会に提出

されている年金法改正案について質問致します。二一世紀に向けて、老後の生活保障の柱として年金制度をより一層充実し、同時に、現役世代と年金受給世代との負担と給付の均衡を配慮して六〇歳支給を六五歳に引き上げることを主眼にした、この年金法改正案の成り行きについては、国民が不安な面持ちで注視しているところであります。

この改正案は、基本的に、細川政権時代の連立与党年金プロジェクト案に基づいたものであり、社会党にも責任の一端があることは十分に認識しております。しかし、改正案が国会に提出される際に、社会党は当時の連立与党政策幹事会において、次の三点についてコメントし、言わば意見を留保したのであります。

その第一点は、次期財政再計算が行なわれる一九九九年までに高齢者雇用の確保にみるべき進展がなかった場合には、二〇〇一年からの支給開始年齢引上げスケジュールを再検討する必要があることです。

第二点は、社会党としては、大量の無年金者と低年金者を生みかねない現行の基礎年金を立て直すと同時に、ナショナルミニマムを確立するため、将来的には全額税方式を展望しながら、当面は、国庫負担割合を段階的に引き上げるべきだと考えていること。

そして第三点は、雇用保険の「高年齢雇用

「継続給付」を受け取る者の年金については賃金の一割相当額カットすることとされているが、これについては国民の理解が得られるがたく、見直す必要があること。

以上三点であります。これらについて、羽田内閣の見解をお聞かせ願いたいと思うのであります。

さて、この際、医療保険制度改革改正問題についても伺っておきたいことがあります。

今国会に提出された健康保険法等改正案は、付添い看護・介護の解消など良質な医療の確保に向けた意欲的な提案が含まれており、われわれとしては評価すべきものと考えます。しかし、入院時の給食費について八百円の定額自己負担を導入することについては、われわれは当時の連立与党政策幹事会において、低所得者や高齢者などに配慮すべきである旨主張し、厚生省もわれわれの主張を了承した経緯があります。羽田内閣としても健康保険法等改正案の審議にあたっては、こうした経過を十分踏まえて対処されるものとわれわれは受け止めていますが、總理、いかがでしょうか。

(情報公開法の制定)

次に情報公開法制定の取組み姿勢について伺います。

十数年間、歴代自民党政権は情報公開法制定に背を向けてきました。細川連立政権の誕生後は、総務省に行政情報公開制度研究室を設け、新たに設置する予定の行政改革委員会における審議の方向を打ち出すなど、わが党が強く要望した法制化の方針に沿って、態勢の整備が進められてきたことは、總理もご案内の通りであります。

私は、細川政権の改革の継承を旗印とする羽田内閣としては、行政改革、民主主義発展の試金石としての情報公開の意義を踏まえ、プライバシーの保護に配慮しつつ、早急な法制定の実現を図るべきであると考えますが、總理の決意ならびに法案提出の日程について、明確なご回答をお願い致します。

(地方分権の推進)

次は、地方分権の推進についてであります。これまで繰返し地方分権の推進が叫ばれながらも、実際には地方分権がなかなか進まないのは、各省庁が消極的であるからだと思ふのであります。地方政府は、長く続いた縦割り行政に慣らされ、行政能力に欠けると言われる部分があることも否定できません。しかし、中央官僚に「おんぶにだっこ」のようないい意味で、従来の経過を踏まえつつ、与野党の垣根を取り払って、改めて地方分権基本法策定のための協議機関を設けることは、意義あることと考えるのでですが、この点に関する

状態を続けていたのでは、いつまでたっても地方の行政能力は高まりません。やはりどこかで決断が必要なのであります。

その意味で、パイロット自治体制度は、そこの意味で、このパイロット自治体制度は、そろ特例制度においても各省庁が一々チェックを行い、行政権限の移譲は認められず、行政手続きが若干省略されたに過ぎないことになります。

したがって、總理、昨年一〇月の行革審答申も指摘しているように「内閣總理大臣のリーダーシップ」が極めて重要なのであります。あなたは今その自信がおありですか。

地方分権の推進は、結局のところ霞ヶ関主導ではできないというの、前政権の下における与党の理解ではなかつたでしようか。そこで議員立法を目指すプロジェクトが与党幹事会の下に設置されたのでありました。

「新党さきがけ」と社会党が与党を離れて、このプロジェクトがどうなつているのか判りませんが、地方分権の推進の必要性と霞ヶ関主導では地方分権は実現できないという認識においては与野党が一致できると考えます。

党の垣根を取り払って、改めて地方分権基本法策定のための協議機関を設けることは、意義あることと考えるのでですが、この点に関する

る羽田総理のご見解をお伺いします。

(最後に)

最後に、総理、社会党の連立政権離脱についてのあなたの見解と、社会党の指名投票に対するあなたの受け止め方について、お尋ねしたい。

われわれは細川前総理の退陣表明を受けて、第二次連立内閣の樹立にお互いに努力しました。そして、四月二二日には、昨年七月二九日の八党派による合意及び覚書を継承しつつ、新たに九項目にわたる合意確認をしました。

われわれはこれを前提として、あなたを次期首班候補に推薦し、首班指名投票に臨んだのであります。

しかしながら、その直後に、ヤミ打ち的に新会派「革新」を結成し、政権の枠組みを改变するという、連立政権の信義と信頼の基礎を崩す行為があつたために、われわれは政権からの離脱を決意せざるを得なかつたのであります。

しかし、われわれがあなたに投票したことによってあなたが首班指名を受けたという事実は厳然として残っております。この事実をあなたは、一体、どう受け止めておられるのか。

われわれは、細川前内閣の一員として、今年度予算や関連法案の成立に協力することは

当然であります。国民がいま切実に政治に求めているのは、景気対策であります、予算の成立こそ最大の景気対策なのであります。

われわれはさらに、羽田政権が今後の施政において、昨年の連立政権合意や覚書、そして今回の九項目の基本政策合意を尊重し、国民の期待に応える限り、支持するであります。

一九九四・五・一六

参議院本会議 代表質問

日本社会党・護憲民主連合
浜 本 万 三

(はじめに)

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し羽田総理及び関係閣僚に対し、新内閣の基本姿勢及び政策に関し、質問を致します。

た名古屋空港での中華航空機事故の犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、そのご遺族に対し心からお悔やみ申し上げます。また、怪我をされて入院中の方々の快癒を祈念するとともに、事故の原因究明並びに再発防止について、政府として万全を期するよう強く要請致したいと思います。

(中華航空機事故について)
質問に先立つて、去る四月二十七日に起き

しかしながら、あなたの内閣による施政が、細川政権がめざしたものや先般の基本政策合意からはずれ、国民の期待に背くようであれば、われわれとしても重大な決意をせざるを得ません。

そのような立場で、あなたの施政の展開を、われわれは国民とともに注目していくことを申し添えて、私の質問を終わります。

(羽田内閣の政治姿勢について)

最初に、羽田内閣の政治姿勢について伺いたいと存じます。前細川連立政権は、国民が従来の金にまみれた権力政治、「数の論理」に基づく政治ではなく、道義に基づく高い倫理性と、筋の通った判り易い妥協、この二つに裏打ちされた政治権力の確立を求めたが故に成立したものと言えましょう。これに応えるべく、わが日本社会党は、与党第一党としての責任を自覚し、政治改革に真剣に取り組むとともに、戦争責任表明、所得減税、地方分権の推進、規制緩和による経済改革、汚職防止のための入札制度改善、さらには平成六年度予算における防衛費抑制、生活者重視といった諸施策に取り組んで参ったのであります。これらの新しく、かつ重要な成果をあげるために、少なくともわが党は「数の論理」や「カネの論理」ではなく、大胆な妥協と信頼関係に基づく「政策の一一致」を重視してきました。昨年七月の八党派合意、去る四月の確認事項についての合意と、これに続く総理大臣指名選挙における羽田氏支持もその現われであります。ところが、「数の論理」優先の発想に立つ人達が、わが党抜きの新会派結成の策謀をめぐらしていることが明らかとなつたため、わが党は連立の基本である信義が失われたものと判断し、連立を離脱するに至つたのであります。連立政権に寄せた国民の

期待を裏切り、かかる信義則に反する事態を総理はどう受け止められておられるのか、その真意をお聞かせ頂きたいと存じます。

羽田総理は所信表明演説で細川連立内閣の「改革」の旗を受け継ぎ、かつ同政権発足時の志を忘れないと述べられております。そ

であるなら、昨年の八党派による「合意」と「覚え書き」の内容と精神を継承するものと理解致しますが、それでよろしいのでしょうか。

また、「確認事項」についてでありますか。が、わが党は連立を離れ、これに拘束されない立場にあるとは言え、一旦調印したものである以上、国民への公約として政治的・道義的責任を免れるものではありません。その意味で、新政権による実施姿勢を監視していく所存であります。羽田総理は、これを誠実に実行する意思をお持ちなのか、その決意の程を伺っておきます。

ところで羽田総理が任命された永野前法務大臣の南京大虐殺でっち上げ・侵略戦争否定の発言、柿沢外務大臣や神田防衛庁長官、熊谷官房長官など主要閣僚による集団的自衛権の憲法解釈の見直し・有事立法制定の積極的発言などは、連立政権発足時の志しを踏みにじる許し難いものであります。しかもこれらはたまたま偶然に、特定の閣僚が不規則に行つたといった類のものと見過ごすこととはできません。強権的政治手法を背景とし

た羽田新内閣の性格がはしなくも現われたと、私は強い危惧を覚えるのであります。実は羽田政権は、細川政権とはまったく質の違うものになつてゐるといわざるを得ません。総理の見解を求めてます。

(永野発言問題)

次に外交問題について伺います。

永野発言は、アジアの人々の感情を逆なでし、歴史的な事実を否定するものであり、わが国の国益を著しく損なつたのであります。

このような考え方の持ち主を、安易に重要閣僚に任命した総理自らの責任をどのように考えておられるのか。憲法第六十六条第二項に規定する閣僚の文民起用に照らしても、問題なしとの見解を有する閣僚の見解をもとに、問題を承りたいと存じます。

今回の永野発言は、細川前総理がその正しい歴史認識に基づいて、先の戦争は侵略戦争であったと明確に認めたことによつて、ようやく芽生えつつあつたアジア諸国のが国に対する信頼を、一気に突き崩す結果となりました。この信頼を回復することは並大抵のことではありません。それだけに羽田総理の責任は重大であります。今後、どう信頼回復に努めていかれるのか、お伺い致します。

また、日本政府としても南京事件の真相を中国側の協力を得て調査するくらいの対応が

必要ではありませんか。総理の考え方をお伺い致します。

(戦後五十周年と国会決議・原爆被爆者援護法の制定)

そこで私は羽田総理に提案をしたいと思います。羽田政権が先の連立政権の平和・軍縮路線を踏襲するのであれば、来年の戦後五〇年という節目の年を前にして、戦争責任を反省し、不戦の誓いを内外に明示するため、国会決議を行なうとともに、内閣に「戦後五〇年問題調査会」を設置し、調査することを真剣に考えるべきではないでしょうか。併せて、被爆五〇周年を考慮し、被爆後、病気、生活、孤独の三重苦で苦しんでいる被爆者のために、是非とも懸案事項となっております、国家補償に基づく、原爆被爆者援護法を制定していただきたいと、被爆地の声を代表して訴えたいと思います。羽田総理の誠意ある答弁を頂きたいと思います。

(朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑問題)

朝鮮民主主義人民共和国の核開発疑惑に連して、集団的自衛権や、国民に犠牲を強いられる恐れが大きい有事立法についての閣僚の突出発言も、国民党に大きな不安を与えておりまます。核疑惑の徹底解明、核開発の阻止は当然であります。しかし、それを好機とばかりに

危険極まりない戦争の淵に国民を導くようなことは決して許されません。羽田総理、集団的自衛権についての憲法解釈は変更しない、有事立法は考えない、このことを国民にはつきり約束して頂きたいと思います。

(国際貢献に名を借りて、国連が行う

集団安全保障の一環としてであれば、共和国に対する制裁行動に自衛隊が参加することも可能であるかの如き議論が、羽田政権になつてまことにやかに語られていることは由々しき状況であります。PKO協力法制定の際、武器使用に制限を設けたように、平和憲法がわが国を防衛するための必要最小限度の範囲に留まる自衛権行使以外のいかなる場合にも武力の行使を禁止していることに一点の疑いもありません。かかる平和憲法に沿つたわが国の独自性を誇りとし、例え国連の方針が決定された場合であっても、そうした制約の下での協力であることをはつきりさせておく必要があります。ましてや、あってはならないことですが、国連の枠外での米国の軍事活動に、わが国は協力できない、してはならないことは明瞭であります。総理の確たる答弁を求めます。

総理は、ヨーロッパ諸国歴訪の際、ドイツフランスでわが国の常任理事国入りに強い意欲を示しました。しかし、なぜ常任理事国に入らなければならぬのか、入って何をしようか、総理の認識を伺います。

うとするのか、不明であります。しかもこの問題については、いまだ本格的な議論が全くされたとは言えません。今必要なことは、国民的な議論を喚起することであると思いますが、総理のご認識を伺います。

(日米関係について)

物別れ状態にある日米包括経済協議については、羽田政権になつて以来、早期再開への期待が高まっておりますが、市場開放や黒字削減を求める米国の対日姿勢にはなお厳しいものがあります。わが国の国益を損なうことなく、同時に円満な問題処理のために、羽田総理には官僚主導を排した、強力なリーダーシップの発揮が求められています。これまで、羽田総理には官僚主導を排した、強力なリーダーシップの発揮が求められています。今後この問題をどのように進めていかれるのか、対策と展望についてお聞きします。

(景気対策について)

次に、経済、景気対策問題について伺います。バブルに踊った景気が、平成三年四月を境に、一転してかつて経験したことのない厳しい不況に突入してから、この五月で丸三年と一ヶ月が経過しようとしております。ようやく一部に明るい動きが伝えられるようになりますが、政府として今日の景気の現状をどう認識し、判断されているのか。また、

円高が景気による影響をおよぼすと判断されているのか、併せて答弁願いたいと存じます。

また、政府は今年度に公共料金の一斉値上げが予定されることに対し、その引き上げ幅の圧縮や実施時期の延期について検討したと伝えられていますが、その検討結果は一体どうなりましたか。値上げ幅を圧縮した公共料金は何と何で、実施時期を延期したものはどうなのがありますか。国民の前に明確にして頂きたいと存じます。

国民の間では折角五兆四千億円もの減税を行っても、保険料や診療報酬の引き上げで、実にその四割が食われてしまい減税効果が大きく損なわれるとの試算結果も出されておりますが、公共料金の値上げに対し、国民が不満を感じている本当の理由を総理はご存じですか。減税分が食われてしまうこともさることながら、国民が不況の中で必死になつて厳しいリストラに耐えているのに、政府をはじめ公共機関が、赤字になれば経営努力より、値上げに走ろうとするその安易な姿勢にあることを知るべきです。今年度に予定されている公共料金の一斉値上げに、羽田内閣はどう対処しているのか、国民にわかるよう具体的にお答え頂きたいと存じます。

(雇用対策)

細川前政権は、厳しい雇用問題について、政府助成等を柱とした「雇用支援トータルプログラム」を策定し、百万人雇用創出計画を打ち出されました。羽田新内閣が、このプログラムを継承するのは当然として、これをさらに充実・強化するために、具体的にどのような取組みをするのか、国民の不安が一掃されるような明快な総理の答弁を求めます。

(税制改革問題について)

次に、税制改革問題について伺います。

もとより、租税制度は国民の理解と協力なくして成り立ち得ません。この見地に立つなら、国民の声を十分に聞き、民主的プロセスの下で議論を深めることが不可欠であります。

羽田内閣の発足時の「確認事項」には、税制改革は「国民の理解を得つて行う」とありますが、このような文脈の上でどちらるべきものと考えます。羽田総理のご見解を伺いたいと思います。

また、国民の合意・理解をえるためにどのような措置を講じるお考えなのか、「国民の理解」を得られたとする基準に何を据えられるのか、明確なお答を併せてお願ひいたします。

改めて触れるまでもなく、今日のわが国が抱える最大の課題の一つは、高齢化社会に対する

応するシステムをいかに築いていくかであります。連立政権から離脱したとはいえ、

「確認事項」は、社会党の国民に対する公約という性格も併せ持つものであり、国民生活擁護の立場から、その責任を果たす決意にいささかも変わりないことを改めて明らかにしたいと思います。

ただし、消費課税の問題に着手するためには、乗り越えるべき課題が多いことも事実です。

福祉ビジョンの内容は言うに及ばず、まず、政府自らがエリをただす意味での、歳出削減の努力が要請されます。行財政改革は総理の強力な指導力なしには、大きな成果は期待できません。歳出構造のリストラに向けた総理の決意をお聞かせ下さい。

税をめぐる不公平是正の柱は、金持ち優遇になつてゐる現行の分離課税を廃止し、所得課税の総合課税化を急ぐことでなければなりません。総合課税化のための手段、そのための期間をどのように考へているのか。

また、益税や逆進性の問題を抱える現行消費税の改革について、藤井大蔵大臣のご見解をお伺いいたします。

また、地方の自主税源の拡充・強化はまさに今日の課題であります。地方分権の趣旨に叶う地方税源のあり方に関し、石井自治大臣の率直なご意見をお願いいたします。

(農業再建問題について)

次に、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意に関する国内対策及び、農業農村の再生のための抜本的対策につき、お尋ね致します。

政府は昨年、自由貿易体制の維持強化という幅広い国民的利益を考慮し、コメのミニマム・アクセスと、コメ以外の輸入制限品目の関税化の受け入れを決断しました。その際、当時の細川首相は、「農業維新を実現できるよう、全力で国内対策に取り組む」ことを表明され、「ガット農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」を決定し、「農業に携わる人々にもたらす影響を最小限に食い止め」るため、総理自らを本部長とする「緊急農業農村対策本部」を設置されています。

羽田総理は、当時外務大臣としてウルグアイ・ラウンド交渉の責任者であり、また、農林水産大臣を歴任されています。「ウルグアイ・ラウンド合意の批准を本年中に行うことは、我が国の当然の責務である」というならば、批准と「万全の国内対策」は一体である以上、農政をどういう方向で改革されたいのか、総理のお考えをもっと具体的にお聞かせ頂きたいと思います。

国内対策は、地域の自主性を尊重することを基本に、特に、担い手の確保と中山間地域振興に努力を集中するべきです。所得補償制

度など外国での成功例を謙虚に学び、抜本的な政策転換を行うべきです。また、農業生産基盤整備は緊急を要しますが、あくまで抑制するお考えですか。それで自給率は向上するのでしょうか。

さらに、今回のコメ騒動は、食糧管理制度に対する不信を増大させ、備蓄の不備を明らかにしました。国民の間に、コメなどの基礎的食糧については、備蓄を含む自給体制を確立するべきという合意が熟したと思います。総理のご見解をお聞きさせ願います。

(政治倫理、参議院選挙制度改革)

最後に、政治の基本である政治倫理の確立についてお尋ねします。

ゼネコン汚職問題は、宮城県知事、茨城県知事、仙台市長らに続き、中村喜四郎代議士が逮捕され、検察庁も刑事事件としての捜査が終結したことを宣言しました。しかし、ゼネコン関連の疑惑事件として報じられている問題は数多く、真相はいまだ明らかになつておらず、國民の政治に対する信頼を回復するため、これらの疑惑事件について、検察などの捜査資料を公開し、国会においてその経緯を詳らかにすべきではありませんか。

「政治改革」を金看板に掲げる羽田総理の決断を求めたいと思います。

また、こうした課題は国会自らの努力に懸

かっていることは言つまでもありません。設置されていながら一度も開かれたことのない政治倫理審査会の活用を始め、国会の改革を進めていかなければなりません。社会党としても、全力を挙げて取り組んでいくことを、国民の前に誓いました。

さらに、参議院の選挙制度改変の取り組みも、一刻の猶予も許されません。逆転区の解消を柱に各党派の話し合いで成案を得、今国会中に定数是正法の成立を期してまいる所存です。また、参議院のあるべき姿を実現するため、選挙制度改変、党議拘束の緩和などの基本問題については、真剣に時間をかけて検討していかなければなりません。

政府としても、こうした改革に協力していく決意があるかどうか、総理のお考えを伺いたいと思います。

(結び)

以上、羽田政権発足に当たり、基本問題を中心に質問してまいりました。総理は所信表明演説において、普通の言葉で政治を語ると言われ、また、「改革」という言葉を三〇回以上も使われました。しかし、「改革」という言葉を唱えるだけで、当面の難局を乗り切ることはとうてい不可能であります。

もし、國民の求める政治、経済、行政の三つの改革に背を向け、強権的手法で危険な道

に踏み出そうとするときは、わが党は、国民の信を問うことを含め、あらゆる手段で羽田内閣に立ち向かうことを表明し、私の質問を終わります。

開催されます。アジアで開催される意味は大きく、わが国が果たすべき役割も重いものがあるのはいうまでもありません。そこで、目前に世界会議を控え、国際的な目標を実現するためにはどうなりーダーシップを發揮されるおつもりなのかお尋ねします。

一九九四・五・一六

参議院本会議 代表質問

日本社会党・護憲民主連合

糸 久 八重子

(男女共同参画型社会の確立へ)

私は先ほどの浜本議員会長に引き続き、日本社会党・護憲民主連合を代表して質問いたします。

「改革と協調」を掲げられた羽田内閣の看板に偽りなき健闘を期待いたします。とくに重責を担われる二人の女性閣僚に心からの激励を送ります。しかし、この議場のヒナ段を見ますと、どうもお二人が末席に追いやりましたように見えますのは、私だけではないと思いますが、如何でしょうか。

総理、来年、第四回世界婦人会議が北京で

(一)〇一五六号条約の早期批准を)
さて、一九八五年に国連の女子差別撤廃条約を批准して以来、われわれが強く求めてきたI.L.O.一五六号条約、いわゆる家族的責任を有する労働者条約の批准について、ご質問いたします。

政府がようやく今国会に、その批准承認を求めるなどを具体的に検討されていました。今年は国連の「国際家族年」でもありますので、われわれはぜひともこれを実現したいと考え、細川連立与党としても積極的に取り組むよう、連立各派に提案し、賛同を得てました。ご承知のように国連は、「西暦二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のためのナショナリズム戦略」の実施に関する見直し、勧告において、一九九五年までに指導的地位に就く女性の割合を三〇%まで増やすことを目標として掲げています。

そこでお伺いするわけですが、総理、この際、男女共同参画型社会の形成を具体化する意味からも、総理ご自身のリーダーシップを発揮され、この条約の批准を是非とも今国会

で実現すべきと考えますが、如何でしょうか。

関連して、看護・介護休業の法制化についてもお尋ねします。

先の九四年度政府予算案の取りまとめに当たり、われわれ社会党が強く主張して、その法制化を検討することを連立与党の方針として確認して頂きました。公務員については、介護休暇を認めるための政府法案が、すでに今国会に提出されていることは、ご承知のとおりであります。民間労働者についても、これに遅れることなく、早急に法制化を図るべきだと考えるのであります。総理、如何でしようか。

(福祉と負担の検討)

二十一世紀に向かって、高齢人口が急速に増えていく一方では、子どもの数がどんどん少なくなっていく「少子・高齢社会」の到来を目前にして、どのような福祉のシステムと水準を国民の前に明らかにすることは、政府の重要な責務であります。

私がまず最初に強調したい点は、少子・高齢社会を個人責任やあるいは家族の責任に帰すいわゆる「自助」型福祉で乗り切ろうとする考えは、もはや時代おくれであり、国や地方政府が第一義的な役割を果たす「公助」を中心にして、それを地域社会や企業が補う「共助」や「自助」を組み合わせるかた

ちこそ追求すべき姿です。「低福祉・低負担」は論外であり、また、「適正福祉・適正負担」というようないまいなものでもなく、

国民が本当に安心できる老後を迎えるためには、子どもが健やかに育つためには「高福祉」こそが不可欠であります。そして、それに必要な費用は国民の納得の上で相互に分かち合うという、給付と負担との公正なルールが重要だと確信するものですが、総理の福祉給付と負担についての基本的お考えは如何ですか。お聞かせ願いたいと存じます。

福祉分野の中で、国民がいま最も切実に望んでいるのは介護対策の飛躍的充実であります。「ゴールドプラン」に沿った在宅福祉が現在進められており、着実に成果をあげつつある反面、介護がいまだに女性にもっぱら依存している現状は克服されておりません。「寝たきり老人」をゼロにし、年をとっても尊厳をもち自立した生活を送れるためには、現行ゴールドプランを抜本的に見直して、新ゴールドプランの立案を急がなければならぬと思いますが総理の見解をお尋ねします。

第二に、子育てを社会的に支援するために、第三に、子育てを社会的に支援するために、「生む」、「共に育つ」、「働きながら育てる」、「学ぶ」という子育てサイクルのそれぞれに応じてメリハリの効いた政策を重点的に取上げ、お金を効率的に注ぎ込むいう方法が重要だと考えます。「育児休業期間中の所得保障の拡充」、「乳児保育・延長保育・

(年金改正について)

金の国庫負担引上げが見送られたことははなはだ残念なことと言わなければなりません。六十五歳以上の人々に等しくミニマム所得保障を行なうと同時に、多くの無年金者の出現を防止する上からも基礎年金の国庫負担の引上げは焦眉の政策課題であると思いますが、そのお積りがあるかどうか。また、政府案の中では、育児休業期間中の保険料支払い免除のあり方や、パートタイム労働者の年金適用の促進など重要課題が放置されています。年金を女性の雇用促進的に改める視点も今後ますます大切になっていくと思いますが、どのような展望をもつてこれらの課題に取り組まれるのか、明らかにしていただきたい。

(子育てに関する)

第三に、子育てを社会的に支援するために、「生む」、「共に育つ」、「働きながら育てる」、「学ぶ」という子育てサイクルのそれぞれに応じてメリハリの効いた政策を重点的に取上げ、お金を効率的に注ぎ込むいう方法が重要だと考えます。「育児休業期間中の所得保障の拡充」、「乳児保育・延長保育・

夜間保育など保育サービスの普及と学童保育の制度化、「児童手当と奨学金制度の大幅な拡充による経済的負担の軽減」などの三点を重点施策に据えることを提案したいと思います。とくに保育問題については、「子どもの権利条約」にもうたわれているように「子どもを中心置いていた」制度。そして子どもの育つ環境をいかに地域に整備するかといふ根本課題に取り組んでいただきたいと思います。総理のご見解は、如何でございましょうか。

(教育予算はどうあるべきか)

次に教育関係についてですが、文教予算の特色は、人件費の比率が七十七%と異常に高いことにあります。教育は基本的に人によって行なわれる事業であり、人件費の比率が高いことは当然であるとしても、これまでの一律削減方式では政策的経費が抑制されやすく、予算を弾力的に編成することが困難になります。また、教育や研究開発への支出は、その効果が直ちに表れず、また反対に抑制しても直ちには影響が表れにくいこともあります。財政難の中では予算が抑制されやすい側面を持っています。しかし教育は、将来を見通した投資であり、その意味では最も重要な公共投資と言えるものであります。その意味で、私は、総理が所信表明の中で

「教育や科学技術を未来への先行投資として位置付け」られたことを評価するものであります。そこで、総理に今後の文教予算の編成の方針について、シーリング方式も含めて、どのように考えておられるか、「ご所見を承りたい」と思います。

また、投資を効果的にするためには、どういう人づくりをするのかというビジョンや戦略を持ち、長期的な投資計画を立案することが、今後重要な課題になると思われます。総理のお考えをお聞かせください。

(教育は未来への投資として)

国際化、情報化時代と言われる今日では、情報の洪水の中から自らに価値ある情報を収集・選択し、自分の考えをまとめあげ、価値観が異なる人々へも自分の主張を理解されるよう再発信する能力を身につけることが重要になって参ります。また、自ら学び自ら育つ力をつけることは、生涯学習時代を生きる基礎能力を養うことでもあります。こうした力を育てるには、知識つめこみ型の教育から脱却する必要があります。たとえばアメリカなどでは、学校図書館なくして学校教育はないという思想が根付いています。日本の現状は、図書館というには程遠く、いまだに「図書室」のイメージのままであります。学校図

書館のイメージをもつと豊かなものにし、それにふさわしい設備の整備、人的配置の改善を行なうことは、「未来への投資」として極めて重要な課題であると考えますが、いかがでしょうか。
併せて子どもたちが、学校、家庭、地域でゆとりと希望を持って生活が送れるように、学校五日制を早期に完全実施されますよう要望しておきたいと思います。

(障害児教育における機会均等の必要性)

次に、障害児教育についてお尋ねいたしました。昨年十二月、国連において採択された

「障害者の機会均等化に関する標準規則」では、統合された環境での教育の機会均等の原則を政府は認識すべきであるとして、統合教育の原則をうたっています。現段階での「特殊教育」の例外も認められておりますが、段階的な統合教育への移行を国の目標とすることも定められています。こうした国際的な流れを踏まえ、将来的な統合教育を展望しつつ、学校教育において障害者が障害の種類及び程度に応じてできる限り障害を有しない者と共に教育を受けることができるようとするため必要な施策を検討していくことが政府の責務と考えます。標準規則に対する政府の評価と、今後の対応について、文部大臣のお考

えをお聞かせください。

(核兵器なき世界めざして)

私は特に、核兵器の廃絶を念願する立場から、現在、世界保健機関が国際司法裁判所に意見を求めている「核兵器の使用が国際法に違反するか否か」の問題に関して、国際司法

裁判所は各國政府に対して、本年六月十日までに陳述書の提出を求めていますが、わが国は未回答だと伺っております。世界唯一の被爆国であるわが国こそ、被爆の悲惨さを訴え、違法性を明確にした陳述書を提出する責任があると考えますが、なぜ提出しないのか明確にお答え下さい。

(規制緩和問題について)

次は、規制緩和について伺います。

規制緩和は、政治改革とともに細川連立内閣の重要な課題であり、羽田政権もこれを継承されるようであり、われわれも協力を惜しむものではありません。その立場から一つの提案があります。これを積極的に実行していくため、事業者の公正・自由な競争を促進する視点から、独禁法とこれを所管する公正取引委員会の役割がこれまで以上に重大なものになってくるものと考えられます。したがって私どもは、公正取引委員会とその事務局を思い切って大幅に拡充強化することが求められておると理解致しますが、対外経済関係の

打開等も視野に入れて思い切った政策を総理が打ち出されるべきではないかと存じますが、如何でしょうか。総理の明確なご答弁をお願いしたいと存じます。

(終わりに)

最後に、三世紀余りにわたった長い長い束縛から解放され、性差別も人種差別もない民主主義国家として生まれ変わらうとする南アフリカのネルソン・マンデラ新大統領は、その就任演説で「新政権は、すべての人々に正義を、平和を、仕事やパン、水、塩に行きわたるようにしよう。この美しい大地で、人間が人間を抑圧し、世界の嫌われ者になる不名誉を繰り返してはならない」と述べられたと聞きます。世界が、またわが国が、この言葉の指示示すように進んで行くことを心から願いつつ、私の質問を終わります。



A5判上製/183頁
定価3300円

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

蛇名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア(韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等)の地域協力の重要性を説き明かす労作。

〔主な内容〕	
第一部 東北アジア 地域協	力の意義と課題
なぜ東北アジアか	東北アジア・地域統合の意義
第三部	東北アジア 地域統合の可能性 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題
第二部	東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題
第三部	東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題
第四部	東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題 /東北アジア 地域統合の課題

資料



一九九四・四・二二一

新たな連立政権樹立

のための確認事項

する。

国際社会における経済摩擦の解消や日米友好関係の強化のため、わが国は内需の拡大に努めるとともに、経常収支の黒字については、所要の措置を講じつつ、段階的圧縮をめざす。

なお、自由貿易体制を堅持する立場から、ウルグアイ・ラウンド合意に関する協定及び関連法案を本年内に国会に提出し、速やかに審議し成立させる。

(三) 安全保障

日本国憲法は、國運による普遍的安全保障を理念としていることを認識し、世界の平和とわが国の安全保障を図るため、日米安全保障条約を維持しつつ、國連の平和活動に積極的に参加する。

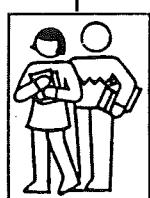
(四) 朝鮮半島問題

朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題を含む朝鮮半島の情勢は、アジア及びわが国の安全保障にとって極めて重大である。核兵器の拡散を防止することは国際的公共価値であり、朝鮮半島における核兵器開発阻止と非核地帯の創設のために国際社会の協調が必要である。

この立場に立ち、かつ、朝鮮民主主義人民共和国が国際的に孤立しないよう、米国、中国及び韓国など近隣諸国と協同して、粘り強く協議を行うことにより問題を解決することを重視する。
いざれにせよ、わが国は、國運の方針が決定された場合には、

(一) 日米友好と国際協調

日米安全保障条約は日米友好の基軸であり、アジア・太平洋の平和と安定のために不可欠であるとの認識のもとに、これを維持



これに従つものとする。また、政府は、日本国憲法のもとで緊急の事態に備えるとともに、日・米及び日・韓の各國間で緊密に連携し、協調して対応する。

アジアにおける関係各國と必要に応じ連携するものとする。

(五) 高齢化社会対策と税制改革

高齢化社会の到来に対応するために、雇用、年金、医療、介護等の福祉政策をより強力に推進するとともに、住宅、交通、下水道等の生活環境の整備を促進する。

また、行財政改革及び不公平税制の是正を積極的に進めるとともに、高齢化社会の福祉政策の推進や前記の諸政策を充実させることで、直接税の軽減措置や現行消費税の改廃を含め、間接税の税率引き上げを中心とした税制の抜本的改革について、国民の理解を得つつ六月中に結論を得て、本年中に関連法案を設立させる。

(六) 規制緩和等による経済改革

経済改革については、情報通信分野及び環境調和型産業等、新産業の育成や中小企業の振興等により経済体質の転換を図るとともに、内外価格差の解消に努め、過剰な経済的規模の大幅緩和による市場の活性化、経済活動の国際協調を促進するための諸規制の緩和を進める。

(七) 行政改革と地方分権

行政改革については、規制・保護行政からの脱却、中央省庁の再編、縦割り行政の弊害除去、特殊法人の整理合理化、補助金制度や公務員制度の見直し、情報公開制度の確立、行政監察体制の強化など、行政の簡素化、効率化、透明化をめざす。

地方分権を進める法的措置を講じ、地方自治に基づく民主政治

の健全な発展、東京一極集中の是正、魅力ある地域社会づくりに努める。

(八) 農山漁村振興と農業改革

国土の均衡ある発展に努め、基礎的食糧の自給体制を堅持しつつ、基礎整備及び中山間地域対策を強化し、農山漁村地域の振興を図る。

また、生産、流通、販売の分野に市場原理の機能を活かし、環境保全と安全性を重視した農林漁業の改革を支援する。

(九) 教育の充実と男女共生の社会

教育は国づくりの基本であり、日本の将来は、あらゆる分野に、優れた人材を得ることができるかどうかにかかっている。

教育を未来への先行投資と位置付け、男女が協同で参加し、個性豊かに充実した人生を送れる社会の実現をめざす。

平成六年四月二十二日

日本社会党中央執行委員長

新生党党首

公明党中央執行委員長

日本新党代表

民社党中央執行委員長

改革の会代表

の枠組みを変質させたものであり、その場において羽田氏から基本方針は示されなかった。

民主改革連合代表

(別紙)

新政権は、平成六年度予算の速やかな成立を当面の最優先課題とする。

景気対策については、国内の景気回復を一層確実なものにするため万全な措置を講じる。

平成七年度予算については、これまでの硬直化した予算配分方式を見直しを含め、国民生活重視の編成方針とする。

談話

日本社会党委員長

村山富市

※※※※※※※※
一、本日、我々は衆参両院で羽田氏を第八〇代の内閣総理大臣に指名した。
社会党は全党を挙げて羽田総理の実現に力を尽くした。
首相指名後、党首会談が呼びかけられ、組閣にあたっての基本方針が羽田氏から示されるものと待機していた。しかし、夕刻すぎても呼びかけはなかった。午後八時すぎに招集された党首会談は連立

一、ところが、待機している間に、民社党の大内委員長から細川前首相に提案されたと言われる統一会派「革新」結成の準備が社会党には何等の話もないままに行われた。午後八時すぎに衆議院に新会派が届けられている。連立与党の統一会派「改革」の構想は凍結された経過があり、首相指名直後に名稱を変えて新会派がつくられたことは、連立与党間の信義に反し、ある特定の意図を感じざるを得ない。

一、我々は新しい政権の樹立に当たって、激しい討論の経過の上に、政策合意を確認し党首間で調印したばかりである。それは昨年七月の合意を基本に細川政権の改革を継承するためであり、連立の枠組みを維持する立場で誠心誠意努力した結果である。政権の構成の変更については連立与党間で協議することになっていた。こうした経過を無視して、特定の政党や個人が恣意的に枠組みを壊したことは許しがたいことである。

一、社会党はこのような政権の恣意的な操作が行われることは、新しい連立政権の政治に対する国民の不信を増大させるものであり、許すことはできない。したがって社会党は連立政権の一員にとどまることはできず、国民とともに政治の改革を決意し、連立政権の組閣に応じることはできない。
ただし、国民に約束した九四年度予算案成立をはじめ、景気の回復については全力をあげる。

政権離脱に至る経過と わが党の態度

日本社会党中央執行委員会

1 中央執行委員会は四月二六日、村山委員長と久保書記長から、四月二五日深夜から二六日未明に及んだ連立政権組閣の各党協議と「政権離脱の決断」に至る経過報告を受け、これを承認した。さらに二六日、政務の決議期間である両院議員総会もこれを満場一致で確認した。この重大な決定については、来月中にも開催する党の機関会議で報告し、全党的承認を受け、新たな政権戦略と政治方針を確立する決意である。今回の政権離脱はいわゆる「万年野党」へ帰することではない。党はわが国の政治が連立時代に入ったという認識のもとに、政権獲得に挑戦し、新たな連立政権を追求する。従つて政権離脱は、あくまでも羽田連立政権のあり方にに対する問題提起であり、議会制民主主義の健全な発展をめざすわが党的決意表明である。政権離脱に至る経過と今後の基本態度について、次のとおり報告する。

2 四月二五日、衆参両院の本会議で首班指名選挙が行われた。院内会派「社会党護憲共同」所属の衆議院議員七四名中、七〇名は党の決定した首班候補・羽田氏に投票、三人が欠席、白票一であった。参議院では会派所属六八人中、六一人が羽田氏に投票、欠席四、白票三であった。「村山富市」指名の一票は党所属議員ではなく無所属の議員によるものであった。この結果、両院において、第一回投

票で羽田氏が過半数を獲得し首相となつた。

3 この首相指名を受けて、羽田新首相から組閣方針が示される党首会談、およびその環境と条件を整えるための書記長・幹事長会談が呼びかけられるものと判断し、村山委員長、書記長ともに待機していたが、夕刻になつても招集されなかつた。開催遅延の事情について調査した結果、与党内に新たな統一会派づくりが進行していることが判明した。これは民社党の大内委員長が日本新党の細川党首に呼び掛け両者で合意したあとさらに新生党が加わり、改革の会、自由党、新党「みらい」のうち、改革の会、自由党がこれに応じ、公明党は一旦留保、最後に加わるとされている。この会派統一に合意した党首、書記長・幹事長による「密室会談」のため、党首会談等が遅れたのである。合計一三〇人の新会派「革新」の届出は、午後八時の党首会談直前に突如、衆議院事務局に提出された。羽田首相にも「寝耳に水」の極めて異様・異例の強引なやり方であった。この間、わが党には、何の相談も、呼び掛けも、挨拶さえもなかつた。

4 このため、村山委員長は党首会談の席上、この「統一会派」問題の説明を求めるとともに、久保書記長も「組閣の協議に入れる段階にはない」と党の立場を説明した。この統一会派「革新」の動きは、かつて日本新党が唐突に提唱し、与党内の反発で、凍結されていたことになる。首相指名と組閣のすきまを狙つて新会派結成・届出が進められたことは、特定の勢力が新政権の主導権を確保するため、社会党優位の与党内勢力の逆転を画策したものであることは明瞭である。これは「数の論理」で政策が決定されたり、政局運営が左右されたりすることにもつながり、連立政権の信義と信頼の基礎を崩すことになった。また民主的な政権運営にも大きな障害を持ち込んだ。

だことの責任は大きいといわざるを得ない。

5、この「革新」の一員として、今回の「新たな政権樹立のための確認事項」の協議に加わっていらない新党が党首会談に参加したことは、これまでの与党各党の信義に基づいて確立していたルールを無視したものである。こうした経過と結果から、中央執行委員会および三役会議の一任を受けていた村山委員長、久保書記長は「六日午前一時、「組閣に応じることはできない」と判断、「政権離脱」を決断し、この決断を三役会議で承認したうえで、その趣旨を羽田首相に電話で伝え、委員長が記者発表した。

6 羽田政権から離脱する結果、社会党は野党となり、代表質問等にも立つことになる。九項目で構成された「新たな政権樹立のための確認事項」は、与党としての任務を遂行することが困難となつたことによって、これには拘束されることはなくなつた。しかし、この「確認事項」は国民への社会党的公約でもあり、その責任を国民に對して、どのように果たすかは、党独自の判断で対応することになる。今回の「政権離脱」は、一方的に政権枠組みの変更が強行されたことで、党が与党としての責任と任務を遂行できなくなつたところに最大の原因がある。党自らが政権与党的立場を放棄したものではないことを明確にしておかなければならない。従つて、「連立政権樹立とその維持・発展」を基本とした運動方針を継承・発展させ、その具体的な展開を図る決意である。

7 今回の問題は議会制民主主義の根幹に関わることである。議会制民主主義は政党間の信義と信頼が基本であり、それなくして健全かつ成熟した民主主義は成り立たない。とくに自民党単独政権時代の「密室政治」を批判する政治勢力で政権が構成された連立政権は、

少數の人たちでしかも極秘裏に政策決定や政治・政局運営を進めるようなことがあってはならないと考える。また「政策の一貫」を基礎に成立した連立政権に自民党派閥と類似した「数の論理」を優先させる権力的発想を持ち込むことは、わが党の参画した政権では許されないことである。

以上

一九九四・五・六

永野法務大臣の発言について

日本社会党書記長
久 保 亘

1 今回の永野茂門法務大臣の南京大虐殺をでっち上げとし、日中戦争をはじめ過去の戦争を侵略ではないとする一連の発言は、羽田連立政権の基本認識を根本から変えるものであり、内外に与えた影響は極めて重大である。法務大臣は、五月六日、発言のすべてを撤回したが、そのことによつて、内閣の責任及び閣僚の資格を問われるこことを免れることはできない。

2 昨年七月、連立政権樹立にあたつての合意にもとづいて、細川首相は「侵略行為や植民地支配」の加害者としての事実を認め、関係各国に対し率直な反省と謝罪を表明したところであり、今回の発言は明らかにそのことに逆行するものである。羽田首相に対し新政権の立場と法務大臣の責任を明確にするよう求められる。

3

わが党は、平成六年度予算早期成立には全面的に協力することに変わりはないが、新政権の発足にあたり、今回の法務大臣発言に対する内閣の責任が明確とならない限り羽田政権と厳しい関係に立たざるをえない。そのような立場で本会議及び予算委員会に臨む決意を明らかにする。

4

羽田首相は、内閣として戦争責任についてどのような認識と態度を示すのかを内外に表明し、中国・韓国を始め、アジア近隣諸国の信頼回復に全力をあげることを求める。

水野法務大臣辞任に 関するコメント

日本社会党書記長
久保亘

※※※※※※※※※

一九九四・五・八

※※※※※※※※※

に与えたことは誠に残念である。わが党は現在、閣外にあるが、羽田首班指名に協力した立場から、今後とも国会審議などを通じこの内閣に厳しい監視と注文をつけざるをえない。

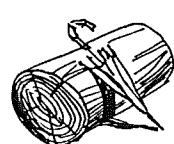
3

永野法務大臣を任命した首相には今後、これによって傷ついた信用を回復するための、並々ならぬ決意と行動が求められると考えられる。それは、かねて羽田首相も意欲を示している「戦争責任と謝罪の国会決議」等によって国の中高意志を内外に明確にすることや、学校教育その他による日本近代史観の正しい普及のための努力となる。これらのために、わが党は全力をあげて協力する用意がある。

4

急速に影響力を増す日本の国際社会での行動が、かつて侵略したアジア各国からの信頼獲得なしに進められることは、わが党及び近隣諸国のも懸念するところである。この問題に対する基本姿勢は、どのような政権の構成になろうともいささかもあいまいにすることは許されない。

以上



- 1 旧日本軍による南京大虐殺や、侵略戦争そのものをも否定するかのような発言をした永野法務大臣が、本日、引責辞任した。法務大臣という要職者の事実誤認発言が及ぼした、日本政府の国際的信用の失墜という事態から見て、当然のことである。
- 2 発足したばかりの羽田政権が、継承したはずの細川連立政権の歴史観、対アジア外交の基本を大きく転換したかのような印象を内外

社会主義インター・ナショナル

国際大会関係資料

(一九九四・五・一〇～五・一一)

一九九四・五・一〇

二一世紀に向けてアジア太平洋の時代

— つぎの世代へのわれわれの課題 —

社会主義インター・ナショナル副議長

田辺 誠

議長ならびに同志の皆さん。日本で最もすばらしいこの季節に、こうして東京に皆さんを迎え、友愛に満ちた雰囲気のなかでこの会議を開催できたことは、私たち日本の社会民主主義者にとって何よりの喜びであります。私はここに日本社会党と民社党の友人を代表し、また、

私たちを支える広範な日本国民に代わって、皆さんを心から歓迎し、いつまでも変わらない連帯の気持ちを表明いたしたいと存じます。

さて、一昨年のベルリン大会、昨年のリスボンにおける理事会を通じて強調されましたように、世界はいま、部分的に逆流やジグザグした流れを含むとはいえ、基本的にはグローバリズムの歴史的潮流に乗

つて新しい世紀に向かおうとしています。冷戦終結を契機として軍事・政治面でのブロック間・国家間の対立は無意味化し、人類社会の新たな協調の秩序が模索されると同時に、経済の領域でも、史上はじめて、全世界に共通のルールをもつ単一市場への道が拓かれつつあります。

二一世紀に向かう世界経済の構図は、統合の強化と拡大をとげつてあるEU、NAFTA、さらに東アジアの経済圏を三本の支柱として、相互に開かれ、相互に依存し合うグローバル・エコノミーの姿を描きだしています。この三つの地域経済圏の動きは、それぞれ「グローバル・エコノミーの時代」に対応する、地域的条件を整える方向に進んでおり、その意味でリージョナリズムの今日的展開は、グローバリズムへの補完というポジティブな意義を実現するものとなつております。

ここ数年、世界の経済情勢は、なかなか出口の見えない停滞の局面におちこんできましたが、その過程は同時に、開かれたグローバルな市場メカニズムに適応するための調整と条件整備の過程でもあったことを見逃してはならないと思います。昨年末、ウルグアイ・ラウンドがみごとな成功をおさめ、WTO（世界貿易機構）の来年一月からの稼働が本決まりとなつたこと、それによって世界経済全般に新たな活力と安定成長への期待が生まれてきていることは、この事情を端的に証明しています。

アジア太平洋地域についていえば、NIES、ASEAN、および中国の急成長、アメリカの最近めざましい進出、日本の寄与をテコとして、APEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）一七カ国を中心とする広大なネットワークが形成され、三本柱の一本を好みこんでいます。OECDの資料によれば、一九九一年現在、世界のGNP総額のなかでEUは二九%、北米と中南米で三〇%、東アジアでは二三%を

占めており、アジア太平洋諸国は世界の生産活動のおよそ半分を受け持つてゐるのです。

このなかで世界のGNPの一五%を担う日本は、それなりの国際的影響力を持ち、世界経済とアジア太平洋地域の発展に貢献しようと努めてきましたが、それはまだまだ不十分であり、率直に言って従来の対応は、かならずしも積極的評価に値するものばかりとは言えません。私は日本には、基本的につきの三つの反省が必要であるうと考えています。

一つは、グローバリズムの今日的潮流が、国民国家の枠組みを超えて、伝統的な国家主権の領域に包まれた問題にも開放をせまり、いわば「主権の国際化」を必然の要請としているにもかかわらず、日本の政策対応が旧態依然の国益中心主義に片寄り、しばしば後ろ向きの保護主義に足を取られてきたのではないかという点であります。二つには、従来、日本のアジア政策、世界政策がほとんどアメリカとの二国間関係を通じてしか実現されず、日本独自の主張と立場が国際舞台で生彩を放つことが少なかったのではないか、と思われる点であります。そして三つには、グローバリズムとリージョナリズムの新たな潮流に対して、積極的に対応するための国内体制の整備、古いシステムや慣行に対する改革のテンポがあまりにも遅すぎたのではないかという反省であります。

昨年七月に連立政権の一翼を担つて以来、私たちは世界の現実に対する認識を深め、この三つの反省を踏まえて自民党政権時代の政策思考を転換し、政治・行政・経済の思いきった改革を断行しようとした決意してまいりました。その糸口についたところで、ご承知のような政権の変動に見舞われたことは残念ではありますが、しかし、これによって私たちの決意が揺らぐことは決してありません。

私たちは日本の社会民主主義者として、世界の新しい潮流をポジテ

ィブに受けとめ、地球上の諸国・諸地域の人々が、自由で共に支えあう開かれた関係を築き、確固たる平和の秩序のもとに共生するための道を、勇気をもって切り拓きたいと思います。そしてこの私たちの願望は、ここにお集まりのすべての同志の皆さんとも、かならずや共有できる思いでありますと確信しています。

私は、以上のような現実認識と問題意識に基づき、この会議の主題に沿って検討すべき若干のことがらについて、私なりの所見を申し述べておきたいと存じます。

第一に、アジア太平洋地帯はきわめて広大であり、東アジアだけを見ても、比較的平準化が進み同質性の高いEUと対照的な、格差と不均衡が目に余る状態にあります。アメリカ大陸も同様で、いわゆる南北問題はこの地帯でも、最も深刻な課題となっています。

すでに指摘した地域経済圏の順調な発展は、矛盾解消にとって好ましい傾向ですが、そのテンポを速め、押しひろげるには日米両国をはじめ先進諸国による一層の協力が不可欠であります。この点、私たちは、経済協力の巨大プロジェクトへの片寄りを是正し、諸国民の民生と福祉にかかるキメ細かな協力を特段に重視すべきだと主張しています。

第二に、開発の発展につれて環境・資源・生態系の問題、地球温暖化の問題が深刻さを増しています。先進諸国はそれらを緩和し解決で生きる新たな生産のシステム、情報、技術、資本を惜しみなく提供して「持続可能な成長」を助けなければなりません。それは先進国からの独善的な押しつけではなく、相互利益と次世代のために、目標を共有する協力・共同こそが求められるのであります。

第三に、アジア太平洋地帯の発展は、これまで主にアメリカと日本の協力によって支えられてきました。そして日米関係は、多少の摩擦があろうとも、実態として不可分といえる緊密さを保っています。この関係を私たちは今後も大切にしたいと思いますが、WTOの発足に

見られるように、二国間関係はしだいにグローバルなシステムに移行していくのが趨勢であります。東アジアでは特に中国や振興工業諸国のみざましい台頭という現実をも視野に入れなければなりません。それゆえ私たちは、世界の基本動向に関する日米の相互理解を深めつつ、長期的には、それぞれの地域的立脚点を鮮明にした新たな、多角的でフレキシブルな路線と国際関係の構想を持つべきであるうと考えています。

第四に、世界の单一市場化は、市場メカニズムが体制の違いを乗り越えて受け入れられたことで人類史を画する現実となっています。だが私たち社会民主主義者の立場は、決して単純な市場万能論ではありません。例えば日本では連立政権が規制緩和政策をうちだし、私たちも、経済活動に対する官僚支配の抑制、内外価格差の解消、自由な経済交流の障害除去などポジティブな目的を進めるため、これを積極的に支持し推進しています。だが反面、市民生活の視点、人類共生の視点から必要な規制を守る役割をも担わなければなりません。国内外の施策に対して、そのようなチェック機能をもつことも、私たちのリーダーシップの重要な一面にはかならないのであります。

第五に、アジア太平洋地帯ではいまのところ中東・アフリカや旧ユーゴのように火のついた紛争は生じていませんが、朝鮮半島や中南米の一部に潜在的な紛争の脅威がくすぶっていることはご承知の通りです。価値観の違いに発するこれらの問題について、私たちは力の論理ではなく粘り強い対話を通じて、一歩一歩、漸進的な解決に進むべきだと考えます。合意を成熟させるには時間が必要であり、グローバリズムは、地域的・民族的・文化的アイデンティティの尊重を決して否定するものではないのですから。

最後に、人類共生の大道を進み、その成果を次の世代に引き継ぐためには、先進国の国民が一定の負担と自己制御を惜しむべきでないことを明らかにする必要があります。日本でも、コメをはじめ農産物の

自由化受入れはまさに苦渋の選択でありましたが、今後も環境・生態系の保全や高齢化社会への備えのために、また積極的な国際協力ために、いまの世代の負担について国民的合意を築いていく必要に迫られています。私たちが主張してやまない自由・公正・連帶の原則は、いまやすべての国民の原則であり、輝かしい二一世紀の扉を開くための人類社会の原則としなければならないのであります。

ご聴取を感謝いたします。ありがとうございました。

一九九四・五・一〇

ピエール・モロワ議長の開会の辞

皆様

日本社会党および民社党の指導者の方々の歓迎のお言葉に対しまして早速ながらご挨拶致します。行き届いた快適な条件のもと東京にお招きいただき、感謝いたたく存じます。

諸般の理由から、世界の舞台における日本経済の中心地であるとも、従来に輪をかけて日本の政治の中心地ともなっております東京にも、開催地を決定するに至りました。この国の五〇年ぶりの政権交代におけるわが同志社会主義者の役割、彼らは困難な状況において政権につき、歴史および第二次世界大戦の出来事に関して、道義的思いを表明できたことは称賛に値することです。そして益々世界的になりつつある社会主义インターナショナルの普遍化の新段階を画そうという意図などがそれです。

社会主义インターナショナルが日本で開催されるのはこれがはじめてではなく、ウイリー・プラントがここで指導者会議を開催したこと

があります。しかし、社会主義インターナショナル加盟一三〇党が一堂に会する世界大会がアジア大陸で開催されるのは今回が初めてです。

東京開催に至ったのは、社会民主主義のモデルがヨーロッパ型モデルであるにとどまらず、他の大陸にも定着して、そこで成功を収めていると我々が信じているためです。我々は、この社会民主主義のモデルが次第に民主化の道をたどっているアジアの数多くの国家に、高度な開発水準に相応しい政治的・社会的な展望をもたらすことができるとしております。ながらくアジア・オセニアニア地域では、民主主義が市民権を得ているのは、インド、日本、オーストラリア、ニュージーランドに限られていました。しかし、その後、フィリピンのコリー・アキノ前大統領、そしてラモス現大統領が、フェルディナンド・マルコスとイメールダ・マルコスの独裁を打倒に成功して、政権を獲得してからは、ネパール、パキスタン、モンゴル、台湾、韓国、タイ、バングラデイシユでも相次いで民主化が進みましたし、まだまだ問題山積とはいえ、香港、さらにはカンボジアでも相当な民主的改革が見られます。なお、これらの変革の主体の多くがこんにちここに列席されていますが、これはけっして偶然の一一致ではありません。

一〇年前に通用していた考え方とは裏腹に、これらの諸国は、民主主義というものが、経済活力を殺ぐどころか、経済活力の不可欠の側面をなしていることを認識しています。二一世紀初頭にはアジアが世界の人口の過半数を占めることも考え合わせると、今大会の開催が我々の思想にとって大きな挑戦であることが理解されます。

ここは我々が強力な拠点を保持している地域です。我々は、ベーナジール・ブット・パキスタン首相を我々の陣営にお迎えしたことを光栄に存じております。また、ネパール、マレーシア、フィリピン、フイジー、モンゴル、日本、そしてニュージーランドにも加盟政党を擁しております。もちろん、連続五期の政権担当を誇り、我々が大いに関係強化を望んでおりますオーストラリア労働党の同志の役割も忘れ

てはなりません。

しかし、討論の主題に入る前に、我々一同、前回大会以後に逝去された三人の同志をお偲び致したいと存じます。メリナ・メルクーリーは一年ほど前にアテネで我々を歓迎してくれました。彼女が鬱病中であることは承知していましたが、ついに帰らぬ人となりました。彼女は、その才能はもとより、ギリシャの民主主義にとびきりの情熱を注ぐことのできた、余人をもっては代えがたい女性という思い出を我々に残してくれています。

また、パレスチナ人とイスラエル国家との歩み寄りのためにめざましい力量と忍耐力を示されたノルウェー外相、同志ヨハン・ホイストの早逝を悼みます。彼の粘り強い極秘裡の調停のおかげで、我々は暫定自治合意という万感胸に迫る感のある特別な歴史的事件を眼のあたりにすることができました。

御両名の党、国、そしてその多くの友人に對して、ここに我々の哀悼の念を改めて表する次第です。

執行部が採択した議題は、主としてアジア・太平洋地域を対象とすることになっております。しかし、その議題は平和および安全保障に関する、より全般的な省察を求めるものであります。すでに一八世紀には世界最大の都市であった、文化的、歴史的、経済的、政治的に別格の大都市としての東京が、平和と集団安全保障を語るには絶好の場所であったと私は考えております。

我々は、冷戦終結以来、多くの希望を生み出した時期に突入しています。これらの希望のなかには、おそらくいちばん数多く、しかもいちばん困難なものですが、実現されたものもあります。一週間ほど前、いわゆる「ガザ・エリコ」平和協定が調印されました。これは将来の希望に満ちた瞬間ですが、胸の痛みを感じる瞬間でもあります。ヘブロンやアフラの余りに多くの死傷者が流した血が胸に浮かびます。

イスラエル側とパレスチナ側の交渉担当者が要した勇気をお察しします。また、ヨルダン川西岸地域全体への自治権の拡大、自由選挙の実施、そして最終的な領土に関する協定にこぎ着けるためにまだこれら踏まなければならない道のりもお察しします。しかし、こうして動きたした推進力は、我々がその決断力を承知しており、今度こそ戻りすることはないと確信しております。それに対し、我々は確信しております。

過去において、社会主義インターナショナルは、依然交戦中であった戦争当事者間の有効な架け橋となっていました。これから社会主義インターナショナルの新時代にあっては、我々の使命は、この地域のために、とりわけ、エリコの新しい実態のために、国際社会を動員することにあります。これら関係者各位に祝福を送ります。今大会の終了時には、我々の中東委員会の際に、代表団をエルサレムかテルアビブかエリコに派遣することで、全会一致の合意に達すると思います。ベルリンの壁の崩壊は自由化の波を起こしました。しかし、突発的で残忍極まる地域紛争の危機の時代に入ることもやはり事実です。残念ながら、この種の危機が我々の討論の定板になってしまっています。

旧ユーゴスラビアは、地域紛争のいちばん残酷な、そして殘念ながら、おそらくいちばん象徴的な形態をなしています。世界大会は地域紛争が前触れになるとよく言われます。いつの日にかボスニア紛争が二一世紀の残酷行為の前兆であったと言われないようにしたいのです。私は、ボスニアに対する毅然たる制裁措置を、国際社会の権限事項であるという条件付きながら、つねに支持してきました。しかし、交渉の道だけは万難繰り合わせても開けておくべきだとも考えました。私がオーエンやストルテンベルグのミッションを有効であったと考えているのはそのためです。この新しい階段においては、交渉担当グループは、「最後通牒のダイナミックス」と呼ばれるものが薄れな

いうちに、本当の意味での平和会議に活路を見い出さなければなりませんし、このような平和会議だけが野蛮なバランス・オブ・パワーによるのとは別の方法でこの種の地域紛争を終結することができるのです。いずれにしても、これは譲歩するという問題ではありません。私は、さる四月二〇日と二一日にはあいにくゴラズデの危機のためにできませんでしたサラエボとツジアの訪問計画を、東京から戻り次第、再開するつもりです。こんにち、多くの人が国際連合を批判しています。それには諸々の理由があります。しかし、ナミビアやカンボジアやエルサルバドルなどにおける否むべくもない成功を早急に軽視するのはやめましょう。国際連合が本来、危機予防および紛争解決の機関であることを忘れないでおきましょう。冷戦が厳密に軍事的な側面を發揮できたことはありませんでした。国連は人材難と財源難をかこっているとはいえ、NATOによってボスニアに追加兵力を派遣することができました。

また、国連が新世界秩序の欠如をかこっており、不確定要因がかってないほど大きいうえ、各国のエゴイズムも、大国の態度などのためにさらにも露骨になっています。クリントン大統領は、他の面では我々の考え方とも近いのですが、内政問題に偏重した国内世論を考慮しなければなりません。また、将来、アメリカはいつさいの紛争に当事者として関与することをかならざしも望まないでしようから、我々は地域同盟を強化または再生する必要があります。このことは特にアジアでは重要な問題です。ロシアについては、近隣諸国に対して確認した新たな国境の枠内で、大国としての優位を再び見出すべきだと思います。ロシアの介入は、ボスニアでは奏功しました。また、たしかに、脅威を与えていたナショナリストの偏向が理性に優先することがないようにするための最良の方法でもあります。最後に、ECが外交的に存在しうるのは、EC自らがそれを望んでいる場合に限られます。また、現在しばしば欠如している補完的関係を国際的に創出すること

に資することです。

私が国連に關してこのような評論をするのは、この機関に対する反省がこんにち、集団安全保障の中心問題であると私には思われるからです。先頃、我々は代表団を国連に派遣しました。ジャン＝ピエール・コーは、歐州議会の社会主義グループとしての別のミッションの際に、国連に対する同氏の見解を私に語ってくくれました。すべては、我々が安全保障理事会に関するものをはじめとして、とりわけ構成国および安全保障理事会の機能の在り方についての断固たる解決策を提出するということであり、理事会常任各國の構成が新たな現実を反映していると考えます。

他方、集団安全保障は経済状況によつても直接に影響を受けます。全世界を四半世紀も席巻しているデフレ危機は、たとえ国家間格差のためこの概念に微妙な違いを認めざるをえないにしても、我々の時代の重大な事実です。この危機は、自由主義の危機であり、また、その重い荷物を支えるどころか、社会民主主義者は、それとは正反対のことをしようとする意思を持つています。私は、経済成長への復帰、それが持続可能であるようしたいのであれば、多様な経済成長への復帰にこそ鍵があるということや、ジョン・スミスと意見を同じくしています。我々が来年行う諸提案が進めば、ここ日本でなされたことや、アメリカでなされていることや、ジャック・ドロール（EC委員長）の肝入りでECで試みられはじめたことをモデルとして、ECおよび世界のすべての国における全面的な経済再建につながるはずです。

我々はガット（GATT）協定の調印および国際的な通商管理機関の創設を承認しています。これは、新興工業国の中頭に慌てた富める国で表面化しつつある保守主義的傾向や、富まざる国からの止むを得ない場合も多い自暴自棄的な傾向に対する唯一の妥当な対応策です。私としては、今の難局を乗り切れば、人口五億人の市場の拡大によつ

て生じる並外れた成長のポテンシャルがあると考えています。それに富める国が発展途上国からの基本的な要求、すなわち、先進国市場への製品販売を妨げないという要求を受け入れることが前提になります。また、適当な援助措置によって要求されている努力を社会面で相殺しない限り、重大な社会的リスクなくしてはCFAフランの五〇%切下げを受け入れられないフラン圏アフリカ諸国のこと、この省察の段階で、考へないわけにはいきません。

しかし、社会民主主義者としての我々の懸案は、この新たな経済成長の社会的側面に行き着くことも付言しておく必要があります。右翼の宣伝とは裏腹に、今はあるところにはある保証を弱体化する時期ではありません。しかし、これはバランス・オブ・パワーの問題です。これは、東南アジアなどの新興工業国における労働者の権利を保証するための積極果敢な施策を推進するように、これらの諸国の男女が一九世紀のヨーロッパの労働者の悲劇的な労働条件を体験するようなことのないように、国際労働機関（ILO）事務局や国際自由労働組合連合（ICFTU）をはじめとする、社会労働関係の全勢力とともに進めなければならない戦いなのです。思い違いでなければ、これこそ、左翼と右翼のバランス・オブ・パワーの問題なのです。

皆様、一九九五年には、国連、ブレトン・ウッズ機構、国際労働機関事務局、その他の国連専門機関の多く、世界銀行、国際通貨基金（IMF）など、（第二次世界大戦）戦後に影響を及ぼした国際機関のほとんどが五〇周年を迎えます。これらの機関のほとんどが、それぞれの今後のあり方にについて見直しをする時期に来てもいます。イングヴァール・カリソンは、国連から報告書提出の任を負っています。ジョン・スミスは、この趣旨に沿って、世界銀行とIMFの整理統合に係る興味深い提案を行つきました。リオデジャネイロの地球サミットの行動計画のフォローアップもあり、これについては、グロ・ハーレム・ブルントラント（ノルウェー首相）の御尽力が知られています。

す。これらの作業は、これまで以上に国際社会の構築に特化する来年

の国際大会のテーマにもなりそうな省察力を我々にもたらしています。

以上が、我々が世界平和の構築に資することのできる第一の貢献です。

第一の貢献は、発展しつつある大規模な自由運動を定着させなければなりません。

その最たるものは、申すまでもなく、南アフリカのネルソン・マンデラの勝利であり、同氏に対して、我々の敬愛と祝福と

賞賛を送りたいと存じます。しかし、このアパルトヘイト全廃におけるフレデリック・デクラークの役割も省みないわけにはまいりません。

歴史は、ノーベル賞と同様に、御両名をならび賞することでしょう。

この演壇は五ヵ月前にネルソン・マンデラとの会見の内容を披瀝する

場ではないと思います。しかし、アフリカ民族会議（ANC）の活動

家の皆さんに對して、これから迎えられる新時代にあって、社会主義

インター加盟政党のうち相当数がすでに彼らに供与してきた支援と配慮を、今後とも社会主義インターナショナルのなかに見出すことがで

きると申しておきたいと思います。

人権の拡大に関する満足に關しては、東ヨーロッパで展開されるい

る民主化過程に対するある種の楽觀主義についても言及しなければな

りません。我々は、「民主主義のためのフォーラム」などを通してそ

の動向を注視しており、共産党の返り咲きについても、それが基本的に刷新された政党である限りにおいては心配しておりません。特に、

PSHの一回目の選挙の勝利を歓迎しております。

ちなみに、この夏、ローマにおきまして、一五日間にわたって社会

主義インター主催の夏期大学が中欧・東欧の党幹部の養成にあてられることになっています。できるだけ多数の方々が積極的に参加される

ようにお願いします。

また、ラテン・アメリカにおきましても、非常に混迷した状況下に

おけるメキシコ大統領選挙のPR-I候補者のルシス・ドナルド・コロシオ・ムリエッタの暗殺にもかかわらず、民主化過程が定着しつつあ

ります。とはいっても、メキシコは、こんにち、これまで以上に民主主義の深化を必要としています。一方、我々の陣営ではありませんが、チ

リの社会主義インターナショナル加盟政党の支持を受けて、残虐行為以上の蛮行を日々露呈していた独裁体制後の民主化過程を推進してい

るチリのエドワルド・フレイ大統領の就任には歓迎の意を表したい

と思います。私は同大統領就任時に社会主義インターナショナル議長として招待されたことがあります。その折りには、ルイス・アヤラと

ともに、再びチリを訪問できて感激しました。また、社会主義インタナショナルとは別の関係で、先月ふたたびラテン・アメリカを歴訪

して、その際には、最近米州機構（OAS）事務総長に選任された、八月の任期満了まで執務されることになっているセザール・ガヴィ

ア・コロンビア大統領とも会談しました。また、来る五月二九日の大統領選挙における社会主義インターナショナル加盟政党である自由党

候補者で、現大統領の後継者ともくされてるエルネスト・サンペー

ルとも会談することができました。

しかし、人権に対する懸念といういう重大事項にも言及しなければなりません。民主主義といふものは、絶えず刷新されていくひとつの戦いです。また、人権侵害は、実に多種多様できわめて意外な形態をとることもあります。たとえば、イタリアではPDSとPSの左翼連合の、充分に語り尽くされていませんが、相當な業績にもかかわらず、人民主義と極右との結託が勝利を收めました。我々はこれには特に警戒心を示し、いかなる形態の駄弁も認めないようにしなければならないことは明らかです。念のために申しあげますが、あらゆる形態の人種差別主義は、世界人権宣言によつても、歐州人権協定によつても禁止されています。また、民主主義の鉄則が選挙で統治することの正当性を与えることを要求していくても、民主主義の根本的な形態を白紙撤回することの正当性を与えることなどは断じてありません。

みなさまと同じように、私もアルジェリアなどにおけるイスラム原

理主義の台頭には、人権とりわけ女権に対する懸念の大きな源泉を感じています。我々は、これらの諸国における市民社会のめざめを全力を挙げて支援しなければなりません。宗教上のイスラム原理主義の形式の下に潜んでいる全体主義的な強要を容認しない、デモに参加している人びとを、できる限り擁護することです。しかし、それから先はどうでしょう。

日本に来ていて、中国のことを語らないですませるわけにはいかないでしょ。問題としては、「承知のように、五〇〇万人もの政治犯、有名無実の法治国家、中国の指導者をしてペラボラアンテナを禁止するにいたしました通信の自由に対する不信、阻害された労働組合の自由、急速に進んでいる社会的不平等などがあります。少数民族の問題のほか、中国のナショナリズムは、核実験強化であれ、兵器輸出であれ、南シナ海における領土拡張主義的な姿勢であれ、ますます多くの、憂慮すべき問題を提起していることも申し添えておきましょう。以上が批判の背景です。

それでも中国を世界から締め出すわけにはいきません。この人口二億人への門戸開放は、一九七〇年代にすでにされています。中国は安保理事国であり、自国の経済的離陸を全うするために国際社会に溶け込むことを必要としています。人権の問題は、この必要性との兼ね合いで展望されなければなりません。我々が旧ソ連に対してもウイリー・ブラントやフランソワ・ミッテランなどの尽力のもとに成功したことを、すなわち、対話の意思と毅然たる要求との調和あるスタンスを、中国に対してもやはりとらなければなりません。このふたつのアプローチを擦り合わせようとしている感のある、一種のヘルシンキ宣言のようなものができればと想像することができます。たしかに、今大会は、日本の皆様とともに、この案件を進めるいい機会です。そこまでこぎつけられるように願っております。

世界平和の構築への第三の貢献は、より直接的に我々に関係してい

ます。それは我々の内部の体制に係わるもので、前回のベルリン大會以来、我々は組織拡大に係るふたとおりのダイナミックスに取り組んでいます。

この組織拡大の第一は、我々の支持政党に関するものです。こんにち、我々は空前の数の加盟申請を受けています。旧共産圏の進歩主義政党からのものもあれば、共産党そのものからのもよくあります。しかし、新しい民主主義における進歩勢力からのものも、時には、従来の民主主義における進歩勢力からのものもあります。国際舞台において左翼の統一を再構築することは、たしかにまだ可能ではあります。しかし、今どき、世界に民主主義国家が三〇ヶ国ほどしかなかつた時代のように、行動することはできないと思います。こんにちでは、民主主義は規範となり、独裁主義は例外となっています。結集することができる政党の数も増加しつつあります。皆様のなかのどなたかから新たな申込みを受けない週はありません。然るべき時期に、我々の大会が、我々の規則にしたがって、加盟申請に関して決定を下すことになります。

我々はこれらの政治勢力に対して大きな責任を負っていると思います。さまざまな形態で彼らを受け入れることによって、我々は、彼らの将来にとって重大なイデオロギーの枠組みを保証しているのです。我々は我々の普遍性を強化しています。しかし、反面、我々はいつそうの団結の要求を自ら作り出し、最終的には、我々の思想や実践を明確化することを自らに課しています。それでも、これは我々自身の組織拡大の道であり、歴史の方向なのです。

組織拡大の第二は、思想に関するものです。政権掌握は選挙だけによつて行なわれるのではなく、思想によつても、たぶん思想によつてこそ行なわれるのです。こんにち、政治は、経済のみならず、あらゆる種類の社会問題にも及んでいます。社会主義インターナショナルはその加盟政党の多種多様な経験を擁しており、我々はこれを従来以上

に共有することができるようになる必要があります。このため、ご存知のように、私は二方面でイニシアチブを推し進めております。まず第一に、私が座長となつて、定期的に、非公式な話題ではあるが、我々のものである省察の豊かさを示している話題について、加盟政党と加盟団体の有識者の会議を開催しています。この種の会議では、報告書を作成することが眼目ではなく、ましてや意思決定をすることが眼目なのであります。加盟政党のそれぞれに国際的な省察の資料を与えて、それをもとにして、今度は加盟政党のほうが我々に省察を促すのです。社会保護の将来についての省察に関する作業を開始しております。フリードリッヒ・エーベルト財團のご招待により、政治生活の構造化に対するメディアの影響の問題に関する会議を開催することも発表しています。これらのイニシアチブを通じて、思想形成の場を最大限に占め、大きな国際論壇のほとんどにおける表現の主導権を自由主義者に委ねたままにしておかないという意欲があります。第二のイニシアチブは、来る一月二〇日と二一日にボローニャで開催される、主要都市の市長が自らの経験、彼らの証言を突き合わせることができる社会主義市長コンフェランスです。社会民主主義は、もとより我々に共通する価値観に関する理論なのですが、我々がそれを通じて明日の世界の問題点と可能性を散見しているところの現地の管理運営の現実に根ざした実践でもあります。この会議が一九九六年の世界のイベントとなる国連「居住(Habitat)」会議への社会主義インターナショナルの参加に備えるという目的を掲げることにも申し添えます。

人類が今世紀のここ数十年の特徴であつた物質的、人間的、文明的な進歩の意味を見出せなくなっている、あらゆることが疑問視されている時期にあって、私は、麻薬やエイズや貧困など、おそらくは政治を超える諸問題について、我々が本領を發揮することができるところが必要不可欠であると考えておりますが、これらの諸問題については、

回答権はやはり最終的には政権担当者に帰属しています。

社会主義インターナショナルは、国際世論とのこのような直接対話を樹立するためにイニシアチブを積み重ねていかなければなりません。事実、我々の普遍性は、そしてこの理念は、それ 자체が目的なのではなく、我々がそれによって、国家、民族、および文明の多様性を超えて、我々の価値観のもつ力を理解させることのできるまったく特別な次元を我々に与えるものなのです。

死後三〇年を経て、このたび発行された未完のある遺作のなかで、フランスの大作家、アルベール・カミュは、今世紀の主要事件が絡み合うさまざまな運命を通して、ある人生の歴史を素描しています。この小説は「最初の人」と題されています。最初の人とは、いかなる社会のしがらみも彼本来の実存につなぎとめない不遇な人です。最初の人は、自らの模範を発明し構築しなければならないがゆえに、弱いのですが、最初の人は、自らの将来の鍵を握っているがゆえに、強いのです。この最初の人をこそ、社会主義インターナショナルは模範としなければなりません。

一九九四・五・一〇

歓迎挨拶

日本社会党中央執行委員長

村山富市

社会主義インターナショナル東京理事会に御出席の世界の友人の皆さま。遠路はるばるお越しいただきましたことに対し、日本社会党を代表し、心からのねぎらいと歓迎の挨拶を申し上げます。

友人の皆さん、私たちは、世界の冷戦構造が終焉した今日、新しい平和な秩序に向かう歴史の過渡期に立っています。

地球規模での平和の創出、環境保全、人権擁護、飢餓と貧困の克服、経済格差の是正などの課題も山積しています。

こうした時代にあって、世界で百十一の政党、組織を結集している社会民主主義勢力が自由、公正、連帯を基本原則にうたいながら、国境を越えて、地球社会の進歩のためにどのようなリーダーシップを發揮するかは重要な意義をもっています。

アジア太平洋地域の社会民主主義党である日本社会党は、政治体制の多様性をはじめ、地理的、文化的、宗教的多様性の中での共生と発展を追求しています。カンボジアにおける和平が実現したアジアの焦点は、朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑の解明にあります。日本社会党は、疑惑の解明のためにIAEAの査察を共和国が受け入れることを要請し、朝鮮半島の非核化を求めています。この実現には、米朝会談をはじめ関係諸国による共和国に対する精力的な対話による説得が必要です。拙速な制裁の方法は有益ではありません。

平和憲法国家である日本は、国権の発動としての武力行使はもちろん、紛争の解決に当っても、これを放棄しています。この憲法の理念にもとづく非核三原則、武器禁輸三原則を貫いたことで、第二次大戦

後のほぼ五十年間、世界のどの地域紛争における戦闘においても「メイド・イン・ジャパン」の武器がなかったことを、平和を愛する国民と社会党は誇りにしながら、平和的手段による国際社会への貢献をめざしています。

敵を持ち続け、紛争を存在させようとする文明の時代は終わったのです。平和を説き、一方で武器を輸出し、軍需産業をふとらす政策は経済構造を硬直化させるものですし、社会民主主義者はとるべき道ではありません。

いま世界の人口は五十億人をこえ、毎年一億人づつ増えています。人類が二十一世紀にも健やかに生き続けるには、社会の進歩と経済的繁栄が不可欠です。

そのためいかなる国際共同行動をすすめるか、それがこの理事会の任務だと考えます。私たちの各国民党と組織が、平和と軍縮の方向を鮮明にし、軍事予算を透明化することや武器移転の国際登録制度を推進、それらの前提としての対話と信頼のシステムづくりを具体化させたいのです。

最後に私は、先月発足した日本の連立政権について一言だけ報告します。細川前政権の改革を継承することでスタートした第二次連立政権は、政権の性格が変更と信義違反があつたため、社会党は、政権から離脱いたしました。しかし、与野党の垣根を越えて、社会民主勢力とリベラルな勢力に対する国民の支持は高まっています。日本では、強権政治やファッショ的な政治勢力の復活を許さない民主主義が国民の間に根づいているのです。したがって、わが党が政権に復帰する展望は極めて早く開けて行くと確信しています。

本日からの会議が、社会民主主義者の誇りと使命にかけて、熱心な討論と実りある結論を導く事を期待し、私の歓迎の挨拶とします。ご清聴ありがとうございました。



アジア・太平洋の新時代 —台頭する一〇億人の中産階級市場—

日本社会党理論センター所長

衆議院議員 嶋崎 譲

1 これから最大の世界の出来事は、恐らくアジアの近代化ということになるであろう。一九六〇年当時、西洋人には予想もできなかつたことが、今アジアで進行している。一九六〇～九〇年の間に、アジアは総中産階級化へと向かって動きだし始めた。東アジア諸国（イランより東のアジア大陸を指し旧ソ連邦は含まない）では過去二〇年間に人口が一・七倍に増えたが、経済発展のおかげで、貧困層が四億人から一億八〇〇万人に減少した。この経済成長の勢いはIMFの予測によると、二〇〇〇年の世界の総生産が一九九〇年実績に比べ七兆五〇〇億ドル（九〇年のドル価値）増加するが、そのうち半分が東アジアの增加分によって占められることになる。

世界銀行も、二〇〇〇年までの世界の貿易量の伸びの半分はアジアに帰すだろうと予測している。二〇〇〇年には六二二億の世界人口のうち、アジアが三五億を占める。そのうち、ある程度の購買力を持つ層（最低でもカラーテレビ、冷蔵庫、オートバイといった基本的な商品を買える層）は控えめに見積もっても一〇億人となろう。その数は、現在の北米、南米、ECの総人口にも匹敵する。これら消費者のうち、可処分所得が今日の富裕世界（The Rich World）のレベルと肩を並べる層は二〇〇〇年には、今の三倍の四億人も達し、住宅、自動車、レジャー、医療、教育などに金をかけることになろう。これだけの消費支出を実現するためには、発電所、道路、空港その他のインフラ整

備に巨額の投資が必要となる。

東アジアでは、過去三〇年間に、地球上では前代未聞の規模で人間の所得を最も急速に延ばした。日本ではその間に、一人当たりの所得は四倍に増え、ドル換算で世界有数の金持ちとなつた。一〇年遅れで日本の後を追つた四つの地域、韓国、台湾、香港、シンガポールの実質GNPは、六〇～八五年にかけ八年ごとに二倍の伸びを見せた。それ以降のマレーシア、タイ、インドネシア、中東でも同様の経済成長が見られるが、これらは七〇年代後半に始まつたばかりで、平均年成長率八・九%という魔法のゲームはまだ四分の一しか経っていない。しかし、成功しつつある国がある一方、道を誤つた国も少なくない。北朝鮮、ベトナム、ミャンマー、フィリピンそして大きなインド亜大陸である。これらの国も誤った政策をいまや転換しつつある。

IMFの最近のGNP統計によると、日本をふくむアジアは世界総生産の四分の一（約二三%）、日本を除いても五分の一（約一八%）近くを占めている。もしアジアが過去二〇年間と同じ勢いで今後二〇年間成長しつづけ、中産階級の人びとが大多数を占める地域になれば（日本をアジアから除いても）、アジア全体の生産高はOECDの合計を上まわることになるであろう。

こうなれば、世界の経済と金融のバランスやグローバルなビジネスの在り方に大きな変化を与えることになる。

2 東アジアは貯蓄と教育というあたり前の手段を通して奇跡的な成長を実現した。しかし今後の持続的成長には、効率とその源泉である「アイデア」が必要となる。外国のアイデアを取り入れる開放性＝自由貿易こそ今後のアジア発展のカギとなる。その意味で欧米先進国抜きの繁栄はない。

アジアにおける域内貿易の主たるものは、いまだ部品類であつて、それらに対する最終需要は欧米先進国に求められる。アジア諸国は、

世界のどこかが提供しなければ成り立たない最高の技術やアイデアを、

相互に移転しあうことが可能な段階には至っていない。世界貿易が縮

小した場合、とくに欧米諸国が保護主義に走った場合、欧米先進国からの技術、習慣慣の流れが絶たれ、持続可能な成長の最大の障害となる。

とくに成長のファイナンスを確保するために、アジア人の高い貯蓄率をもってしてもそれだけでは不充分である。外国人が喜んでアジアに資金を提供する金融市场の自由化、近代化も急がねばならない。

西洋人どちがつて、アジア人は、自由と代表制と公共の利益などの価値を実現しうる民主主義を頭から信じようとしていない。アジアにも民主化の動きが広がつてはいるが、開発と環境保全、平和と人権尊重、社会的公正などを実現するための社会経済の近代化と民主主義の創造にはまだほど遠い。欧米と日本の貢献が期待される。

いまや東洋は西洋の価値に学び、西洋は東洋の奇跡的な成功の秘密に学ぶことが必要だと思われる。アジア文明は古代からの歴史をもち、今、アジアの人々は近代化を熱烈に信じている。アジア人が豊かになれば、経済変化と社会の安定をいかに結び付けるか、自由と秩序とが調和する新時代をいかに創るかの実例を、西洋に示せる時がくる。



一九九四・五・一〇

「アジア・太平洋の平和と安全保障」

日本社会党国際局副局長

参議院議員 北 村 哲 男

1 現在、アジア太平洋地域において、この地域全域を覆う安全保障を考えるための政治対話を促進していくことが重要であるとの認識

が高まっています。

それは、冷戦が終わったとはいえ、アジア太平洋地域においていくつかの不安定要素が依然として残っていること、また新たに現れているからであります。

一つは、ロシアと中国が核保有国として残り、かつ今あらたに北朝鮮の核開発疑惑がホットな問題として起こっていること。

二つは、大規模の地域紛争の危機は遠のいたとはいいうものの朝鮮半島の軍事的対立は続いており、南シナ海における問題も武力紛争に発展する危機をはらんでいること、またカンボジアにおける平和も未だ未完成であること。

三つは中国をはじめとする南北挑戦、台湾およびタイなど東南アジア諸国の軍拡の動きであります。

四つは、国境を越えた世界的な諸問題すなわち環境、人口問題、貧困、難民、テロ、エイズなどの問題がアジア太平洋地域においても顕著のことです。

これららの問題をどう解決し、アジア太平洋地域の諸国が経済的発展をとげつつ、相互に信頼し、国家間の問題が紛争に発展せず平和的に解決するプロセスを求め、どのようにすれば長期的に安定した共存の為の秩序を築き上げることができるかが緊急の課題であります。

す。

2 アジア太平洋の安全保障の枠組みは従来、冷戦構造を前提とした日米、米韓、米比、米タイ、などの二国間協定が原則であつたし、現に継続しています。しかし、今やその安全保障について、態様や認識が変化しつつあると思います。

それは、第一に、異なった価値観を持つ国や体制とのように共存するかという点、第二に、従来の米ソの軍事的バランスの維持を基調とした方向から、政治的、経済的な手段による解決に比重を増していること、第三に、どの国も一国で平和を維持することはできぬという認識が高まってきたことです。

以上のような態度や認識の変化に対応した新しい保障体制を作り上げることも必要であると考えます。

3 地域内安定のための国際協力という分野では今、北朝鮮の核開発疑惑が当面最大の課題であります。

この問題は核不拡散政策の存否にかかわる点では地域内の問題だけではなく全世界的課題であります。

この点については、徹底的な対話を通じて一日も早く北朝鮮の核開発を断念させるよう外交手段を尽くすことは米日韓、中国をはじめとする関係各国に緊急に求められています。

しかし、この問題で注意すべき点は、核問題の解決を通じて東アジアの長期的安定を確保するための地域協力を深めていくことであり、北朝鮮を排除、孤立させてはならず、朝鮮半島の安定と南北の統一への和解を促す方向に作用しなければならないことがあります。

ミットで来日した際に「新太平洋共同体構想」を打ち出したことがあります。

それは、アジア太平洋域内の諸国により開放的な貿易経済体制と民主制度に対する支援を行い、これらを通じて地域全体の平和と繁栄及び安定を保証し普遍的なものにしていくとの提案であります。さらに、昨年七月にシンガポールでおこなわれた第一二六回アセアン外相会議では地域安全保障対話の枠組みとして「ASEAN地域フォーラム」の新設が提唱されました。

このフォーラムは閣僚レベルで構成され、外相会議のメンバーの外、日本、アメリカ、中国、ロシア、ベトナムも加わり東南アジアのみならず北東アジアを含む全アジア太平洋地域の問題をテーマにして、経済、貿易に限らず域内の安全保障をもつとグローバルな環境、人口、難民など何でも話し合えるはじめての公式の多国間協議が始まることとなっており、今後のアジア太平洋地域の安全保障対話の中心的役割が期待されるところであります。

5 このように、既存の様々な仕組みや枠組みを活用し、拡大しながら、ヨーロッパにおけるCSCCE（全歐州安全保障会議）のような軍事及び非軍事にまたがる地域の共通の安全保障機構に発展させ、軍事的には抑止と均衡に代わる信頼醸成措置を進展させると共に非軍事面では、広く、人権、環境等を守り、難民問題や民族紛争を解決しながら、自由主義経済を発展させ、民主制度を確立させるという総合的安全保障観であります。

これこそ、冷戦を戦い抜いてきた我々の世代が責任をもって形作り、二一世紀の世代に引き継ぐべき新しい安全保障のシステムであると考えます。

どうもありがとうございました。

国際連合および国際安全保障の未来に関する決議

社会主義インターナショナルは一貫して国連を全面的に支援するとともに、国際安全保障と統治（ガバナンス）のための新しいシステムに向け、国連の強化を求め続けてきた。

一九四五年に国連が発足して以来、世界情勢は根本的な変化を遂げ、それに伴い国連をとりまく環境も大きく変化してきた。今日、安全保障の概念は従来とは全く異なる新しい意味内容を持つところとなり、今後、国連の活動はその影響を受けざるをえない。一九九五年コペンハーゲンで開催が予定されている社会サミットでは、この新たな局面が強調されることになるであろう。また、このサミットで国連発足五〇周年が記念されることになる。

以上のこと念頭におきつつ、政治、宗教、社会、民族などの問題に起因する局地的、地域的な危機および戦争の危険性が今なお高い事實を認識して、社会主義インターナショナルは以下のことを宣言する。

- 1 世界の社会民主主義及び民主社会主義政党は、国連に対する強力な支援を続けていくべきである。
- 2 国連および一八四の加盟国は、社会、開発、環境の諸問題の解決のために一層努力しなければならない。
- 3 世界における国連の存在意義を今後ともさらに大きくしていくために、安全保障の概念を拡大し、非軍事的な側面を含めるようにしなければならない。
- 4 国連は、いかなる場合にも、軍事力の行使をできうるかぎり最小限にとどめるために、予防外交にもっと力点を置くべきである。経済制裁の実施国自身が、そのことによってとくに経済的打撃を受け

るような場合には、経済制裁の承認後ただちに、救済策が迅速かつ自動的に開始されるようなメカニズムを確立すべきである。これによって、国連決定に対する加盟国の協力を期待することができるようになる。

5 危機管理のあり方を分散し、地域組織の役割を高めるべきである。

6 國連事務総長の役割の強化について検討すべきである。

7 安全保障理事会の権限と役割を見直し、強化しなければならない。このために、同理事会の構成を、国連加盟国全体、とくに発展途上諸国の加盟国数に見合ったものにすべきである。社会主義インターナショナルは、開発途上諸国の代表性に十分配慮しつつ、ドイツと日本、複数の地域代表を含め、常任理事国の中数を増やすことを持する。

8 安全保障理事会の役割の強化をはかるためには、国連が公平な基準に基づいて決定を下し、行動していることを示さなければならぬ。

9 安全保障理事会と国連総会との連携を強化すべきである。

10 あらゆる協議への地域組織の全面的関与をはかるべきである。

11 安全保障理事会は紛争防止を第一義的活動とするなど、その任務の優先順位を明確にすべきである。安全保障理事会は、たとえば、飢餓や社会紛争が起こる可能性のある国情勢を定期的にモニターすべきである。

12 平和維持活動、および／あるいは平和執行活動が必要となる場合には、政策決定を行なう責任者の役割が明文化されなければならない。

13 国連加盟国は、国連の任務を遂行するため、一定の要員と装備を提供する用意がなければならない。既存の防衛組織は、国連の責任および政治的指揮の下において、平和維持活動を支援することができる。独立国家共同体（C I S）地域における平和維持活動につい

ても、国連平和維持活動と同様の基準の下に遂行されなければならない。C I S 地域における活動は、国連あるいは全欧安保協力会議の決定に基づいて、行われなければならない。加盟各国が国連待機軍を設置することは、歓迎されるべきである。こうした待機軍は、人権および／あるいは少数民族が重大な危機にさらされている状況下においても、活用することができる。

14 加盟国が国連分担金の支払を適時に行わない場合には、その投票権を現行よりも早期に剥奪すべきである。平和維持活動および平和執行活動に関する費用の一部は、加盟国が拠出する新しい基金によってまかなわれるべきである。

15 国連は核兵器、化学兵器、生物兵器、細菌兵器の製造に対する国際的禁止協定の締結に尽力すべきである。さらに、国連は右記兵器の製造に利用しうる機器および原材料の開発に対し、厳重な管理制度を確立すべきである。

2 アジア太平洋の域内諸国は、経済成長の成果の公平な分配を通じて、経済的繁栄と社会的安定をはかるために、域内諸国の経済協力を推進するとともに、地域内部の紛争の火種を関係諸国の自主的な努力によって、平和的に解決し、あわせて政治・経済・社会など幅広い分野において域内の人権の保護・伸長に努めるべきである。われわれ民主社会主義者は、アジア太平洋経済協力会議（A P E C）・拡大 ASEAN 会議など、既存の地域機構の強化・発展と、新しい域内対話の枠組みの創設を通じて、アジア太平洋の地域協力機構の設立をめざす。

3 われわれは、北朝鮮が国際エネルギー機関（I A E A）の強い査察要求にもかかわらず、核疑惑の解明に必要な査察措置に応じていないことを深く憂慮する。われわれは、南北非核化共同宣言の精神に基づいて、北朝鮮がI A E Aの査察措置を完全に履行することを要求するとともに、北東アジアの平和と安定を維持する立場から、関係諸国ならびに国連が同国に対して説得を含め、必要な措置をとることを要請する。

4 アジアの開発途上国やN I E S が、その著しい経済発展の成果に伴い、軍備増強を続いていることは、今後、同地域の安定的発展を危うくさせる恐れがある。われわれ民主社会主義者は、アジア太平洋地域の軍備拡張の動きを抑制していくために、各の軍事予算の透明化、武器移転の登録制度の推進、軍事分野での対話の促進などを進めていくべきであると考える。

5 アジア太平洋地域においては、北方領土やスプラトリー群島など未解決の領土問題が存在しており、これが関係諸国の国家関係の安定的発展を阻害している。北方領土については、拡大均衡の原則に立ったバランスのとれた政策によって、問題解決をはかることが求

められる。スプラトリー群島問題は、これまでもASEAN外相会議などで取り上げられてきたが、あくまでも対話による解決を追求すべきである。

われわれは、アジアの開発途上諸国が経済成長の成果の上に軍事独裁から民主主義に移行していく経験を評価するが、あわせて経済の進展度にかかわりなくすべての国において政治・経済・社会のあらゆる分野で人権が保護・伸長されるよう慎重に働きかけるべきである、と認識する。

7 アジア太平洋は、地理的、文化的、政治的多様性を備え、その多様性がめざましい経済活力と結び付いて、世界でもっともダイナミックな地域を形成している。アジア太平洋地域の民主社会主義者の任務は、このダイナミズムを域内の平和秩序形成と社会的公正の実現、基本的人権の保障に活用することである。われわれは、この目標に向け、基本的見解を共有できるリベラルな人々とともに、共通の努力を払う決意である。

世界には、約一、〇〇〇トンのプルトニウムと一、三〇〇トンの濃縮ウランがある。このような膨大な量の物質の管理と処理は、国際社会が当面する重大な問題である。プルトニウムと濃縮ウランが拡散する危険は明白で、旧ソ連の核兵器、その技術あるいは技術者が流出するだろう。すでに一部の技術者は、関係各国に流出しており、核のブラック・マーケットが活動していることを示す事件も発生している。この他に特に関心を呼んでいる不穏な要因は、北朝鮮がIAEAによる核兵器の疑惑がもたれているすべての施設の査察を拒否していることである。

最近発表された核融合プロセスを起こすためにトリチウムを押しつける場合に使用する水銀についての情報は（フランク・バーナビーおよびサム・コーヘン）、強い衝撃を与えていた。重水素アイソトープ一重水素およびトリチウム一は、NPTが要求している安全システムには含まれていない。これはシステムの重大な抜け穴であり、核融合爆弾に必要な成分の取引が可能になる。

純粹な核融合を起こす場合に利用する水銀の生産ができれば、画期的な新型の核兵器につながる可能性がある。純粹核融合兵器の開発は、核兵器の拡散防止を望むものにとっては、悪いニュースである。安価に生産でき、核出力の低い中性子爆弾を大量に生産する国を増やすことになる。

NPTは、核兵器の拡散防止をめざす唯一の国際的な法律である。したがって、これを延長する必要があり、定期的に細かく調査しなければならない。抜け穴はふさぎ、軍事用、民生用の技術は均一化し、条約の条文で法律的に実施できるものにすべきである。

一九六一年以来総会は、核兵器の使用は国連憲章に違反し、人類に

核兵器に関する決議

冷戦は終った。スタートIおよびスタートIIにより、ソ連とアメリカは、戦略核兵器の効果的な削減に合意し、包括的な実験禁止協定が突如開始した。同時に、兵器用の核分裂物質の生産を停止する国際協定を締結する可能性もある。これらはプラスの面である。

しかし、マイナス面も見逃せない。核拡散防止条約（NPT）があるにもかかわらず、湾岸戦争の経験から、核兵器に使用可能な技術が、各国からイラクに輸出されていたことがわかつている。ソ連の崩壊に

対する犯罪行為であることを大多数の賛成をえて宣言している。核兵器の使用は、ジュネーブ協定以来国際法に照らして違法である。中庸、分別および人道主義の原則とWHOの憲章もこのことを示す例である。

国連事務総長は、国連の各機関に対しても国際法に照らして違法である。ICJは、核兵器の使用が国際法に違反していないかどうかについて、各意見を求めるよう勧告した。WHOは一九九三年にこれを行い、IC

国の見解を一九九四年六月一〇日までに入手することになった。

核兵器は、発明されなかつたことに対することはできない。これは核のない世界に反対する議論としてよく使われる。しかしそれは十分な議論ではない。化学兵器や生物兵器も発明されなかつたことに対することは出来ないが、生物兵器の禁止は、すべての化学兵器の禁止条約同様受け入れられてきた。

現在の最重要事項は、核兵器生産能力の拡散防止にある。社会主義インターナショナの目標は、核兵器のない世界である。この目標を達成するためには、包括的なプログラムが必要である。

以上のことから、われわれは以下のことを要求する。

- 1 すべての核実験を常時全面的に停止する。
- 2 NPTは、より包括的な条約が実施されるまで延長する。トリチウムはNPTの保障システムに含める。

3 「新興の」核兵器所有国は輸出管理にかかる適切な法的システムを確立する。

4 核に関する輸出政策を統一し、条約上の裏付けを定める。

5 武器転用可能な核物質の在庫をすべて国連の管理下に置き、各国のプルトニウム、ウラニウム、トリチウムの保有量の国連登録制度を確立する。

6 各国政府は、核兵器の使用は国際法に合致しない旨を、国際司法裁判所に回答する。

アジア・太平洋の民主主義、 経済・社会発展に関する決議

1 國際社会は、冷戦時代の旧秩序の崩壊および世界経済の低迷の余波を受け、過渡期の流動的な時期にある。

冷戦の終焉により、世界戦争の危機は大きく減少したが、他方、民族、宗教、領土問題等に起因する地域紛争や大量破壊兵器の拡散の危険等が新たな焦点として浮上しており、これはアジアにおいても例外ではない。総括的な保証措置の履行という国連の要求を拒否し続ける北朝鮮は国際社会の支援を得ることはできない。アジア・太平洋地域の経済発展と民主主義の前進にとって、平和と安定こそが鍵である事実が変わることはない。

七年間にわたる交渉の末に成功裡に終結したウルグアイ・ラウンドはアジア・太平洋地域を含む世界経済を刺激することが期待されている。また、ウルグアイ・ラウンドの終結によってAPECやS AARC、ASEANなどのその他の地域的組織における経済協力の強化が見込まれる。

2 我々は、アジア各地で民主主義を求める努力が続いていることを歓迎する。思想、表現、政治活動、あらゆる分野の組合活動、事業の自由といった人間固有の権利は保護され、また、促進されなくてはならない。この点で我々はチベット、東チモール、ブータンにおけるこれらの権利の侵害に変わらぬ関心を向ける。同様に人権を圧し個人の思想を管理する政権や体制は非難されなければならない。我々はアジアの共産主義諸国との接触を通して、民主主義への平和的な移行に努めなければならない。

軍事を用いて選挙で選ばれた政府の樹立を阻んだ事実にみられる

ようにビルマ国民の民主的権利が今尚否定されていることを非難する。また、我々は政治犯の検挙、裁判なしの拘禁、拷問などの人権に変わらぬ侵害に重大な関心を寄せている。我々は直ちに無条件でアウン・サン・スーチーとそのほかの投獄された政治犯を釈放することをS L O R C に強く求める。

一九九五年に北京で開催予定の国連世界女性会議に関連して、我々は、アジアの多くの国で侵害されている女性の人権の尊重と推進の重要性を強調する。

3 先進諸国による政府開発援助（ODA）は多くの開発途上国に紛れもなく貢献しているが、さらに促進されるよう常に見直す必要がある。

我々は援助受け入れ側の変動する受容に見合うようODAを質、量ともに向上させることが重要だと考える。

我々は、以下を目的として、ODAを進めて行くことを提案する。
— 貧しい国と富める国、また、同国内における貧しい人と富める人の格差を縮めることによって、世界の平和と安定に貢献する。
— 環境保護、援助の軍事転用の防止、人権と公正の推進をはかるとともに、被援助国の主権を尊重し、内政干渉を控える。

— 開発途上国の軍事支出及び兵器保有、輸出等の動向に注意を払い、開発途上国における軍事力抑制に貢献し得る配慮をする。
技術援助を含む開発援助は開発途上国の中自努力を助けるので行われるべきである。我々は引き続きアジアの経済発展を助けるとともに、アジアからの貧困の解消、衛生的な社会環境整備、教育の普及、地球的規模の環境保全などに援助が行われるべきであるということを再確認するものである。

カンボジアでは一九九三年に民主的な選挙が実施され、平和な国づくりに向けた経済開発が進められており、我々はこれを支援していく。タイ、マレーシアなど東南アジア諸国が世界的に見ても高い

発展を続けている国の一つであるが、開発による歪みも生じており、我々はこうした問題に关心を払うものである。また、我々はモンゴルなどアジアの元共産主義国が特に民主主義への移行過程で様々な困難に直面していることに留意すべきである。

今年の後半期に開催される予定のインドシナ発展フォーラムは、非常に重要であり、支持すべきである。東南アジア地域の安定した発展はアジア・太平洋地域全体の安全保障と直結している。東南アジア地域の繁栄に向け、引き続き努力すべきである。

先進国経済については、OECD報告書によると、本年は、日本では景気低迷が続くことが予想されるが、欧州の一部や北米では景気回復や景気拡大の基調をたどる模様だ。世界経済全体では成長率の増大が見込まれており、これはアジア・太平洋地域に良い影響を与えると考えられる。しかし、アジア・太平洋地域と全世界の経済成長は雇用の拡大と公平な配分の促進という政策を伴うものでなければならない。さらに、公平な経済成長を全ての国によって成し遂げるためには、開発援助にさらに多くの資金が投入されなければならぬ。

世界的な経済成長を成し遂げるためには、より多くの資金が開発援助に向けられるべきである。自由かつ公平な貿易の強化は重要な任務である。そのような体制の基礎を脅かす保護貿易主義を容認してはならない。また、開発援助に加えて、先進国工業国市場への輸出のために市場アクセス措置を改善することが非常に重要であると、我々は考える。

地球環境、麻薬、難民、テロなどの地球的規模の問題や、多くの開発途上国における貧困に対する国際協力を積極的に推進していくことが重要であり、我々はこうした問題にも真剣に取り組んでいく。

女性の人権に関する決議

- 1 政治結社の自由、選挙権および被選挙権などの民主的な基本的人権は、ほとんどの国の女性が獲得している。しかし、国連加盟国の中には、女性にこうした基本的人権を認めていない国がいままでに存在する。社会主義インターナショナルは、国連加盟国が自國のすべての市民に選挙権と被選挙権を与えることを、国連総会および加盟国政府に要求する。
- 2 教育を受ける権利は、性別、人種、出身民族、門地、あるいは財産などにかかわりなく享受することの出来る基本的人権である。世界の非識字者の三分の一は、教育を受けることのできない成人および未成年の女性である。SIは、女性の非識字率の大規模な削減を早急に実現するために、あらゆる努力をしなければならないと考えている。
- 3 すべての人は、生殖に対する自己決定権、子供を持つかどうか、あるいはその数やその間隔を決定する権利をもっている。女性がこの権利を実現する事が出来るよう援助していくために、避妊や家族計画の方法について適切な情報が提供されなくてはならない。
- 4 すべての人は、身体の尊厳と自己実現の権利を有している。SIは今なお全世界で八、〇〇〇万人もの女性が野蛮な割礼の慣習に苦しめられていることに驚かざるを得ない。SIはこのような慣習を根絶するために、割礼が女性の生命、健康および性的機能に与える重大な危険性について情報を提供するよう各国政府およびNGOに要請する。
- 5 すべての人は、暴力および肉体的、精神的虐待から保護される権利をもっている。レイプは、いかなる場合であれ、婚姻関係内のものを含め、軽蔑されるべき行為であり、法律的に犯罪行為としてとらえなければならない。
- 6 武力紛争下における女性に対する人権侵害行為は、国際人権と人道法に関する基本原則への侵害である。こうした侵害行為は、特に殺人、組織的なレイプ、性的隸属状態、妊娠の強要などは、特に適切な対応が求められる。
- 7 売春、ポルノグラフィおよび人身売買における女性の性的搾取は、重大な人権侵害として、法的規制措置および法律の施行によって根絶しなければならない。
- 8 SIは、世界の難民の八〇%が女性と子供であることに注目している。しかし、女性が性に起因する暴力行為により迫害され、保護されない状況では、難民としての庇護を受ける権利を与えられない。SIは難民としての認定を求める女性を保護する国際的な法律や措置を必要としている。
- 9 女性は、男性と同様に、財産を所有し、労働および経済生活に対する等に参加する権利をもっている。今なお多くの国において、雇用の権利、男性と同一の相続権、土地および財産に対する所有権が女性に与えられていないことをSIは憂慮している。
- 10 したがって、SIは、行政およびすべての公的機関における男性優位の現状を克服するためには、女性が政治に正式に参加することが不可欠であると考えている。SIは、これを実現する事が加盟する各党に特に課せられた責任であると考えている。またSIは、イデオロギー的、宗教的な原理主義が各地に広がっていることを深く憂慮している。原理主義は、女性の市民的権利と個人的自由を制限・圧迫し、その人権を奪う。
- 11 SIは女性の権利の侵害と否定は、人権侵害そのものであると主張する。SIは加盟各党に対し、すべての国連の女性に関する条約

を即時実行し、国連の条約実施の障害となる社会的および文化的構造を修正するため、積極的に行動するよう要請する。変化は情報や教育によって生じるが、決定的な変化は女性が意志決定の政策機関にきちんと組み込まれてはじめて実現するものである。

12 社会主義インターナショナルは、女性に対する暴力の根絶に関する国連宣言を歓迎するとともに、女性に対する暴力およびその原因・影響に関する特別報告者の任命を勧告した、一九九三年六月のウイーン国連人権会議の「ウイーン宣言と行動計画」を評価する。SIWは、国連人権委員会に対して、こうした役職を設置し、これにかかるべき権限を付与することを要請する。さらにSIWは、同委員会の委員長に対し、この役職に女性を早急に任命するよう要請する。

決 議

イデオロギーの変革——依然として存続する男性優位社会

1 今日の世界はイデオロギーと政治勢力の高まりを目のあたりにしている。だが、それらは詳細に検討してみると、新しさは見かけだけの、古いイデオロギーであることが明らかになる。即ち、新自由主義、宗教的狂信、家父長的態度、排外主義、極端なナショナリズム、これらすべては完全に非民主的なものであり、女性の役割を従属性なものに追いやり、私的な領域に後退させるものである。

2 世界のほとんどいたるところでこれまでの世代が信じてきた価値観の深刻な危機が認められる。純粋市場社会も共産主義も個人に安

寧と社会の平和をもたらすことはできなかつた。外人排斥、人種差別の高まりはナショナリズムを肥大化させており、かつ、多くの国々における宗教的不寛容が大きな混乱を招いている。男性が女性よりも力を有している家父長的な社会においては、男女間の不平等な力関係が、女性を他の領域同様に政治から遠ざけるのは当然の結果なのであり、女性にとっては男性が有している社会、経済的、政治的手段を持つことができない。

3 SIWは、アジア社会における女性の役割は一様ではないという認識に立つ。それは、西のトルコから東の日本に至る国々における点においては共通している。女性の男性への服従と、型にはまつた役割は深く根付き、女性の進出を妨げている。

4 しかし、アジアの女性たちは、国の発展に伴う経済状況とは関わりなく、家父長主義と家庭内における服従という役割が強いられている点においては共通している。女性の男性への服従と、型にはまつた役割は深く根付き、女性の進出を妨げている。

5 世界的な景気の後退にもかかわらず、アジア地域における経済はめざましい発展と成長を遂げている。日本に統いて、新興工業地域（NIES）および東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国が力をつけてきた。そして、中華人民共和国の市場開放政策がそのあとに続こうとしている。

6 この経済成長は、厳しい条件のもとでの女性の労働によるものである。開発途上国における難民女性の生活条件についてはほとんどが無視されているが、優先順の最後尾におかれている。我々はアジア、とりわけタイとフィリピンからの増大する女性労働力の流出と、そこで引き起こされる殺人や、拷問、強姦、その他の性的暴行に注意を喚起し、このような労働流出を防止する機構が存在しないことを指摘する。

7 開発途上国での女性や難民女性の生活条件に対する関心はもつとも

後回しにされがちである。

8 アジアにおける、開発過程の中で、編物や刺繡を教えるだけの伝統的教育パターンは、現代社会の生き方に適した、女性が自らの存在を主張でき、彼女たちが従来の仕事以上に仕事ができるようになる。農業、建築、その他の新技術領域の実践的で有用な教育にとって代わらなければならない。

9 S-I-Wは、ラテンアメリカにおける女性差別の歴史的過程は、ヨーロッパ諸国とは区別すべき異なる特徴がある。

10 ラテンアメリカ諸国においては、家父長制の出現とその強化、それに伴う女性の地位は、その植民地化の前後および資本主義的発展という経済的、社会的な過程と密接に関係している。

11 当初から、社会的任務と、そのための闘争における女性の主導的役割は、フェミニズムという形をとってきた。この運動は、実質的な権利の獲得という成果を得させた一方で、非常に弱くもろいものであった。

12 現在のラテンアメリカ全土における新自由主義の進行は、日々、多くの人々の富と権利を減少させ、貧困を増大し、基本的に満たさなければならぬ要件を拒絶しており、ラテンアメリカの女性のための機会均等という基本的目標と直接的に対立するものである。

13 社会主義者として、またはラテンアメリカのフェミニズムを担う一員として、我々の仲間の女性たちが行っている闘争は、態度、行為、生き方を変化させ、そして社会構造を変革させる方向へ向かうためのものである。これは根本的な文化の革命を前提とするものであり、連帯に基づいた参加民主主義社会を建設する枠組みにおいてのみ可能である。

14 ナショナリズムは歴史的にみて、元々、植民地支配に対する独立解放運動のための基本的な構想であった。女性はその闘争の一員を成しており、彼女らの役割と地位は認められていた。

15 少数派の排除と抑圧を常道とする、エリート主義政策や拡大政策としてのナショナリズムは、絶えず、女性の排除と抑圧を続けてきた。ナショナリズム運動は、男性の価値によって社会における女性の役割と地位を限定し、女性を従属させている。彼らはまた女性をアウトサイダーとし、その男性に代わる価値を拒否している。極端な民族主義者と反帝国主義者の主張はフェミニズムを「義的なもの」と主張することによって、これを崩壊させ、沈黙させようとするものである。ナショナリズムは女性への支配力を強化するための、影響力の強いイデオロギーとして男性にみなされ、利用されている。

16 極端なナショナリズムは、非民主的な価値体系であるが故に、社会民主主義者はこれを容認することはできない。ナショナリズムは、常に、連帯を弱め、民族的、人種的、性別偏見を生み出すために使われている。

17 最近の事件は、極端なナショナリズムと原理主義の結合が非常に危険性の高い爆発的なものであることを示している。宗教的狂信者による、外国人やその配偶者、知識階層、女性の殺害などの点から見ても、民主主義を踏みにじるものである。宗教は常に、社会紛争を強大化し、発展途上国の若い民主主義をさらに弱体化するために利用されている。さらにもう、女性の性と生殖の権利を否定するためにも利用される。

18 極めて反動的かつ不明瞭な形態の中では、宗教に依拠することは、民主主義の原則と人権に反する。個人の権利を、個人が属する全体としての社会的諸権利から切り離すことはできない。これらの権利は、社会が過激主義やテロリズムが引き起こす無政府状態や混乱により脅かされるとき、とりわけ、社会を不安定にしよとする宗教的

19 個人、とりわけ女性の基本的人権を制限し、彼女らを沈黙させるための口実として、宗教を利用する全体主義運動は、実は、宗教的

でも民主的でも、さらには政治的運動でさえない。

民主主義にとって不可欠なものである。

20 全体主義運動は、暗黒の時代から、暴力、陰謀を用い、国家機関への侵入によって、自分たちの目的を達するために、策を弄するテロ行為である。彼らが好むターゲットは若者と女性である。彼らは若者と女性は細工可能と見てるのである。そしてこうした人々に向けて、失業、貧困といった問題を取り上げ、また、社会において女性を低い地位に保つ必要性について煽動的な論議を繰り広げるのである。

21

SIWは、社会における女性の平等と権利、機会均等を得る闘争

のために創設されたもので、男性支配の維持しようとするいかなる姿勢、論議、行動に対しても拒否する。各国が展開している開発戦略はナショナリズムおよびあるいは原理主義的運動と直接関係している。したがって、SIWは女性の権利および民主主義の原則は万民のための人的開発という観点から認識されることが重要であると考える。女性を周辺的かつ非効果的な社会的役割へ追いやりてしまふ反世俗的原理主義や国家主義にとつて変わらざる新しい開発アプローチである。

22

女性の平等と社会的権利と機会を獲得するために設立されたSI

Wは男性支配の社会を目指すあらゆる態度、議論や行動を拒絶する。マクロおよびミクロの経済改革に関する条件を含んだ開発途上の機会を提供すると共に援助計画プロジェクトの受益者層における男女の比率の同一化をはかるようにSIWとして加盟各党に呼びかけれる。

23

SIWはSI加盟党があらゆる政策決定レベルにおいて「女性の

対等な代表制」を確保するために全力をあげることを要請する。対等な代表制にもとづかず、また参加の名の下に女性の政治参加を抑制するような民主主義はその国民の半数が排除されているという意味において参加型とは呼びえない。女性の「対等な代表制」は真的

25 SIWは、加盟組織に、女性の平等を否定する政策を識別し、それに抵抗し、闘うために女性の民主的信念と自信を強化する適切な政治教育を女性に与えるよう、全力を尽くすことを呼びかける。

26 SIWは社会主義インターナショナルの加盟政党に対し、社会における女性の権利を積極的に擁護し、各政党の機構内及びその公的立場において、女性の地位向上を目指す方針を採択し、参加と連帯の原則に基づく民主主義のために闘うこと呼びかける。

27

SIWは加盟組織と社会主義インターナショナルの加盟政党に女性の文化的、経済的権利を保障し、法の下の女性の平等を確固たるものにする法的措置をもたらすべく、積極的に取り組むことを奨励する。

28 SIWは、加盟組織と社会主義インターナショナルの加盟政党に、個人のとりわけ女性の基本的人権を、それが危機にさらされるいかなる場合においてもこれを保護し、民主主義を不安定にしようとするいかなる反動的な原理主義運動に対しても積極的にこれに抵抗することを呼びかける。多元民族主義を打ち建てようとする社会主義インターナショナルの加盟政党は、女性の解放と平等、社会的、教育的改革及び経済的発展を促進するために努力し、またそのためには他の加盟政党に支持と援助を求める。

29

SIWは暴力を通じて女性の権利を損なうような、個人や、団体

に対する監視を続けるよう要請する。

30 SIWは、非民主主義的、人種差別の、男女差別の運動を阻止するため、寛容と連帶の眞の価値が強化されなければならないと信じる。

国連カイロ人口会議についての決議

- 1 一九九四年五月一二日～一三日、東京で開催される社会主義女性インターナショナル（S I W）幹事会は、九月にカイロで開催される国際人口会議の重要性を強調する。
- 2 S I Wは持続可能な家族計画との関係を強調する。我々は、各政党および各政府に対しても会議の成功に尽力するよう要請する。
- 3 国際社会は、貧困と人口の急増、低開発、環境破壊との間の悪循環を絶ち切るための行動を起こすべきである。
- 4 家族計画を含む、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）サービスに対するアクセスをすべての人間に人権として認めなければならない。いかなる形態であれ、強制行為があつてはならない。
- 5 教育は不可欠である。教育は、人びとに、とくに女性にとって十分な情報に基づいて選択を行なう権利をもつために重要である。女性の教育に投資することへの経済的な見返りは、おおむね男性の場合と同じレベルであるが、社会的な見返りの方ははるかに大きい。世界中どこを見ても教育を受けた母親は教育を受けない母親よりも子供の数は少なく、また、その子供達は健康である。これらの理由のため、またその他の理由のため、さらに多くの公的資金を基礎教育に割り当てる主張すべきである。
- 6 先進国と開発途上国はともに人口および家族計画に関するプログラムおよび性と生殖に関する健康プログラムへの支出を増やすべきである。しかし、開発途上国自身の貢献がまず必要である。「南北」は女性の地位を向上し、人口の増加を抑えるという責任を果たし、
- 7 S I Wは一九九五年にコペンハーゲンで開催される社会サミット、経済開発、人間中心の社会開発を通して克服することができます。S I WはS I 加盟党がこの分野でリーダーシップを發揮することを要望する。
- 8 S I Wは一九九五年にコペンハーゲンで開催される社会サミット、そして北京で開催される第四回世界女性会議への準備を重視する。

これに対応して「北」は政府開発援助（O D A）の水準を引き上げ、「開発における女性（W I D）」や人口ならびに家族計画に関するプログラムに力点を置くべきである。それらのプログラムの計画と実施における女性との連携および性病治療を含めるあらゆる必要なサービスを提供する女性により運営されそして女性中心のクリニックの設立の必要性がある。

の生活、政治参加・雇用における機会均等、自己決定権に関する重要な問題である。

クオータ制の推進に関する決議

- 1 一九八八年一二月のパリ理事会において社会主義インターナショナル（S I）は、S I Wが一九八六年にリマで発表した「社会主義・女性のための一〇年」計画の掲げた目標に対する全面的支持を表明した。同計画において、S I 加盟各政党は、あらゆる意志決定機関において、女性の比率を高め、女性の選挙候補者を増やすことを求められている。
- 2 このために、S Iは加盟政党の規約におけるあらゆる形での差別をなくす手段であるクオータ制やその他の制度の導入に積極的な取り組みが必要であるとの認識にたってS I Wリマ決議の実行を加盟政党に要請した。全ての社会主義者は、あらゆる政策決定レベルにおいて、女性と男性の比率を同数化（五〇／五〇）を達成することを目指すべきである。
- 3 リマ決議以来、S I Wはリマおよびパリ決議の履行状況についてモニターするとともに、政治活動における平等の実現を目指す加盟政党内の女性組織の闘いを支持してきた。
- 4 S I Wは何らかのクオータ制を採用する加盟政党がこの間、増加してきたことを歓迎する一方で、今なお多くの加盟党が、男女平等の促進を目的とするクオータ制などの積極措置を採用していないこと

- 5 カナダ、アメリカ合衆国、スエーデンおよびフランスの加盟党は、党機関あるいは候補者リストに關し、男女比率同一化（五〇／五〇）をすでに採用している。
- 6 他の政党（ドイツ、ノルウェー、デンマーク、オーストリア、イス、イタリアおよびイスラエル）は男女ともに四〇%のクオータ制を導入している。
- 7 大半の加盟党が、二〇～三〇%の女性クオータ制、あるいは党員の比率に応じたクオータ制をとっている。
- 8 S I Wは各党女性組織の活躍を祝福するとともに、加盟各党内で達成された成果を歓迎する。
- 9 S I WはS Iが意志決定機関への女性の参画に大きく貢献していることを評価する。
- 10 しかしながら、クオータ制は全国レベルでは一般的だが、地方レベルにおいてはそれほど実施されてはいない。S I Wは職責の重要度に応じて女性役員の数が減少し、また加盟政党内部で影響力のある地位に女性を選出したり、任命したりすることに対する抵抗が強まっていることを懸念する。
- 11 S I Wはまた、女性の間に、クオータ制は女性を軽視し、おとしめるものだと見方があくまでも少くないことに、留意せざるを得ない。自らのキャリアの中で、挫折を経験したことのない女性たちにとっては、クオータ制の「保護」の側面は倦むべきものなのである。男性は、クオータ制を不公平な女性優遇措置として、また時には男性差別として捉えることすらある。バランスのとれた環境の中での政治的に成長してきた若い世代の女性たちは、今後ともこうしたバランスを維持していく措置が必要であることを理解していない。
- 12 従つて、S I WはS I W加盟政党および加盟組織が以下の行動を起こす必要性を強調する。

— 党内民主主義を強化する手段として一般に認められた両性に対するクオータ制の原則を支持する。

— クオータ制やその他の制度の履行状況を綿密にモニターする。

— クオータ制の導入に当たり、実施規則を策定する。

— 実施規則がない場合、クオータ制の履行が保証されない。

— あらゆるレベルで、政党機関の意志決定機関に女性を登用する。

— 政治教育、候補訓練を通じて、女性政治家を育成する。

— 党務、活動（日程、議題など）を女性のニーズに合致させるために、男性中心に出来上がっている現在の文化を変えていくべきである。党活動は、仕事と家事を男女ともに両立させることができるものにしなければならない。

— 二〇〇〇年までに男女比五〇%を達成するように、選挙ごとに女性候補者比率を一〇%づづ増加していくことを要求する。

— 二年ごとにその議会政党グループにおける女性の数についてナショナルレポートを作成する。

13 クオータ制は両性間のアンバランスを是正する一次的な手段に過ぎず、両性を対象とした差別撤廃の諸原則こそが機会均等の政治達成を永続的に保証できることを、加盟組織が表明することをSIWは要請する。

14 SIWは九〇年代、そしてその後も真に進歩的な包括的な社会民主主義政策は女性の全面的貢献なくして実行されるものではないことを強調する。

15 SIWは男女同数の原則にかんがみ、クオータ制は平等を達成するための短期的な手段としてではなく万人のために民主主義の原則を実施するための手段としてとられるべきである。

政 策 資 料

（九四年三月～五月）

3月

「特集」

・一 ガット・農業問題関係

・二 年金改正関係

「資料」

・1994年度税制改正に関する基本方針
(案)

4月

「特集」

・1994年度政府予算案

成果のポイントと課題

「資料」

・臓器移植に関する法律案要綱

5月

「特集」

・日本社会党全国政審会長・政策担当者

会議報告

「資料」

・129国会成立「日切れ法」一覧・解説

・高齢社会福祉ビジョン懇談会

「21世紀福祉ビジョン」について

政治改革と政策と……

伊 藤 安 博

私が政策審議会に配属されたのは八八年の四月である。その年の六月に、川崎市助役に対するリクルートの汚職工作が発覚した。一連のリクルート疑惑の始まりである。その疑惑解明のための党調査特別委員会が設置され、その事務局として私たち新人と若手が配置された。この事務局を通称「少年探偵団」といつた。

「少年探偵団」の仕事は決して小さなものではなかったと思う。宮沢大蔵大臣が答弁席で立ち往生して辞任し、竹下内閣が退陣を余儀なくされ、国民世論も沸騰し、自民党は窮地に追い込まれ、党は躍進の基礎を築いた。その一翼を「少年探偵団」も担っていた。

だが、「少年探偵団」の気持は积淀としたものがあった。少なくとも私たちは政策スタッフの一員なのであり、この政局の中でいかなる政策的展望を見出すのかということこ

そが本来の活動ではないのだろうか……と。しかし、腐敗追及・疑惑解明の世論は沸騰し、党の自民党政権に対する責任追及は激しさを増し、日々新たな責任追及のネタが必要とされた。このため「少年探偵団」の仕事も忙しくなるばかりであった。

〔出遅れた提案〕

直接の捜査権限を持たない野党の疑惑解明が早晚ネタが尽きるであろうことは自明のことである。当然のことながら国会は膠着状態に陥った。しかし依然として沸騰している世論は、追及の鋭さが鈍りはじめた社会党の不甲斐無さをなじりはじめた。出口のない腐敗追及・疑惑解明では世論に応えられない。

「腐敗防止のための政策提起」が政治的課題にならざるを得なかつた。しかし「探偵ごっこ」に終始し、なまじそれが成果を上げていただけに、腐敗防止のための政策立案準備は

大幅に遅れていた。「少年探偵団」の漠然とした不安が的中した形である。

腐敗防止に向けた政策作業は、マスコミが口を揃える「イギリスのような腐敗防止法の実現を」の声に振り回された。しかし様々な提案が行われたものの、そのほとんどは日本とイギリスの政党制度の違い、選挙制度の違い、ひいては憲法や法体系の違いなどによつて実現が容易ではなかつた。形だけ外国の制度を模倣してもうまくは行かない。日頃の準備と、十分な調査・研究が不可欠である。

党が提起した政策は、定数是正と連座制強化、政治資金の規制強化、政治倫理法案の三点セツトであった。この三点セツトは、その限りにおいては良くできたものであり、その後の改革論議の中にも活かされている。しかし問題は、政治腐敗のあまりの凄まじさに、世論は政界総体の解体的出直しを求め始めていたということにあつた。三点セツトでは世論にアピールすることはできず、マスコミの「社会党には政策がない」という「失礼な」論評をも許すこととなつたのである。

この時期に公表されたのが自民党の「政治改革大綱」である。この「政治改革大綱」自体は、世論に追いつめられた自民党のアガキ

であり、その中で提起された小選挙区制など個別政策は論理展開に多くの無理があった。しかしこの「大綱」が国民の気分を受け止めたり歩きを始めたのも、この時からである。

多くの欠陥を持っていたにもかかわらず「政治改革大綱」が国民的にアピールしたのは、政治腐敗の根源を「五年体制」という政治構造の固定化に求め、東西冷戦の終焉に伴う価値観の変化を踏まえて新しい政治の枠組みを生み出すこと、すなはち「政界再編」を提起したことにあるであらう。与党自民党は自浄能力を持たず、期待する野党の提案も国会の「数の論理」で一向に実現しないといふ中で、国民の多くは出口のない苛立ちを感じていたからである。この点で、与野党対決型の政治構造を前提に旧来の手法で政治腐敗防止策を提案した社会党は出遅れたと言えるのではなかろうか。

〔野党的政策の転換〕

国会が消費税、PKOという大テーマを抱えたために、「政治腐敗の防止」をめぐる論議は一休みとなつた。しかし佐川急便事件をきっかけに再び争点として浮上する。この一休みの間に、「政治腐敗防止」をめぐる論議の構造は大きく変化した。政治腐敗防止、政治倫理の確立、定数是正という三本建ての論

議が「政治改革」と総称される論議に変わったのである。この変化が、野党的論理をリードしてきた社会党が「小選挙区併用型比例代表制」に踏み出したことによつてもたらされたことは明らかである。

政治腐敗が選挙制度に起因するものでないことは当然であり、「同士討ちを生む中選挙区制が金権選挙や派閥選挙を生み、それが腐敗行為の温床となつてゐる」とする自民党的論理も「自浄能力に欠ける」ことへの弁明に過ぎない。しかし同時に、国会の多数党が「賛成するつもりがない」提案が実現しないのも厳粛な事実である。

党には二つの選択肢があったと思われる。

一つは、例え実現しないとわかつてゐる政治腐敗防止策であつても、その正しさを主張し続けることによつて国民の奮起を待つという選択である。他の一つは、政治净化を実現するためにも政権奪取するという選択である。

しかし、主張は正しくても実現する力を持たない政党はいづれ国民から見放されるということは、繰り返し経験してきたことでもあつた。党が後者を選択したのは、おそらく正しかつたに相違ない。この選択によつて、政治腐敗の防止と選挙制度の選択という二つの課題は党にとっても「政治改革」という一つの課題となつたのである。

議院内閣制の下で政権に近づくには議員数

を増やすことが不可避である。そのためには候補者数を増やさねばならない。この単純な理屈が、自民党には「同士討ち選挙」の元凶となつてゐた。事情は自民党とは異なるが、やはり中選挙区制は見直されねばならない。

小選挙区制が採りえない制度であるなら、代わるべき制度は比例代表制しかない。しかし起こそねばならないのは、ことの発端が「実現できない政治浄化」にあつたことであり、それを実現するために選挙制度の改革に踏み込んだということである。したがつて、選挙制度で対立して膠着状態に陥るくらいなら、はじめから実現できない政治浄化を叫んでいる方がましであろう。自民党も同意できる可能性を求めて小選挙区併用型比例代表制に踏み切つたのは、当然の成り行きである。

〔前進と挫折と〕

社会党が「一人の所管大臣を出して実現した連立政権の「政治改革」案は、単に中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への転換を行うものではなく、社会党がこれまで実現したくとも実現できなかつた「政治腐敗の防止」と「選挙活動の自由の確立」を実現しようとするものでもあつた。

法案は第一に、政治家個人と政治家関連の政治団体や派閥等への企業献金を完全に禁止し、政党への企業献金についても「五年後見

直し」を規定していた。「五年後見直し」の規定について、三木内閣時の「五年後再検討」と同様に「まかしであるとの主張があるが、これは自らの主張を正しく理解しているものである。三木内閣時の「五年後再検討」は、企業献金の禁止が一切実現していない中で「五年後に政治資金のあり方を再検討する」としたに過ぎなかった。これに対して今回の案は政治家等への企業献金を禁止した上で「五年後に政党への企業献金のあり方を見直す」としたものであり、明らかに「企業献金の禁止」を一般原則としたものである。

これは、私たちが三木内閣以来一八年間に亘って実現したくても実現できなかつた原則の確立であった。

また法案は、社会党の永年の主張であった「戸別訪問の自由」をも規定していた。戸別訪問の解禁は、単に選挙運動員の戸別訪問の解禁を意味するだけではない。戸別訪問を取り締まる規定がなくなることによって、国民誰もが自由に選挙運動に参加できるということを意味しているものであり、「べからず選挙」と言われた日本の選挙に大革命をもたらすはずのものであった。

しかしこれらの国民的課題は、参議院において法案が否決されたことにより自民党への譲歩を余儀なくされ、あえなく潰えてしまつた。党が政権をとることを優先させたのはな

ぜであつたかを忘れさせるべきことである。

「妥協に次ぐ妥協を重ねている」との批判もあつた。しかし妥協は社会党だけがしていなかった。企業献金について新生党は「節度の確立」を主張し、その禁止にはむしろ反対していたのである。したがつて連立政権の法案は、新生党が社会党に譲歩したことによって実現したものであった。合意を求める作業は一方だけが妥協するということはほとんどあり得ない。にもかかわらず社会党だけが「妥協に次ぐ妥協を重ねている」と見えるのは、「絶対に譲れない」と主張し続けながら結果として譲ることを繰り返してきたからではなかつたか。「絶対に譲れない」というのであれば初めから話合いは成り立たないのであり、合意形成を前提とする時には用いるべきではないと思われるるのである。

中選挙区制の下でも連立政権が実現したのであり、中選挙区制を否定する必要はなかつたという主張もあつた。しかし連立政権は、

「改革派」と称する人々が「政界再編」を夢見て自民党から飛び出したことによって実現したのであり、その引き金を引いたのはまさに「政権をとる」ことを優先することは否定されるべきではない。政治腐敗の防止を最大の課題としてきた社会党が、政権に参加することによって「企業献金の禁止」に大きく近づいたことがそのことを証明している。

党の選択を「政権へのすり寄り」とする主張があつた。しかし政権をとらねば実現しない課題が確かにあり、その課題の実現のために「政権をとる」ことを優先することは否定されるべきではない。政治腐敗の防止を最大の課題としてきた社会党が、政権に参加することによって「企業献金の禁止」に大きく近づいたことがそのことを証明している。

「妥協に次ぐ妥協を重ねている」との批判もあつた。しかし妥協は社会党だけがしていなかった。企業献金について新生党は「節度の確立」を主張し、その禁止にはむしろ反対していたのである。したがつて連立政権の法案は、新生党が社会党に譲歩したことによって実現したものであった。合意を求める作業は一方だけが妥協するということはほとんどあり得ない。にもかかわらず社会党だけが「妥協に次ぐ妥協を重ねている」と見えるのは、「絶対に譲れない」と主張し続けながら結果として譲ることを繰り返してきたからではなかつたか。「絶対に譲れない」というのであれば初めから話合いは成り立たないのであり、合意形成を前提とする時には用いるべきではないと思われるのである。

中選挙区制の下でも連立政権が実現したのであり、中選挙区制を否定する必要はなかつたという主張もあつた。しかし連立政権は、

政治改革が一応峠を越し、細川政権の次の大好きな課題に地方分権が数えられていた。社会党にとっても地方分権の推進は連立政権への参加の大きな鍵であった。そしてすでに与党協議も社会党がリードする形で進んでいた。こうした最中に細川首相が退陣を表明し、四月二六日の未明に社会党が連立からの離脱を決定した。新しい局面の中で地方分権の論議はどうなるのであろうか。党の政策は再び実現の可能性の少ない野党提案に逆もどりすることになるのであろうか。それとも与党を経験した野党として、実現の可能性を探る道を選ぶのであろうか。あわただしく走り回る関係者の片隅で、TV画面に映る委員長の記者会見を眺めながら考えさせられるのであつた。

規制緩和問題についての一考察

仙波春生

社会党が連立政権・与党の一翼を担つた八
か月間、この政権が掲げた主たる任務は政治
改革・行政改革・経済改革という三つの改革
であった。これらは、現在政権から離れてい
る社会党にとっても引き続き真剣に検討を加
え、責任をもつてその具体化に努めるべき政
策課題であることに変わりはない。

本稿では、経済改革の当面の重要な柱の一
つである政府規制の緩和をめぐる問題につい
て、思いつくままを述べた。文中、意見にわ
たる部分はいうまでもなく筆者の個人的見解
である。

つ自由な経済社会の建設のために「経済的規
制については『原則自由・例外規制』を基本
とする」とともに「社会的見地から行われる
規制は、不斷に見直しを進め、本来の政策目
的に沿つた必要最小限な規制内容とし、その
透明な運用を行なう」との明快な考え方を示
した。

このような改革が今日必要とされているの
は、わが国の国民生活や経済活動の広範な分
野で政府の規制や介入が行われ（注）、その
ことが経済社会の硬直性を強め、今後の経済
発展の妨げとなっているからにはならない。
経済活動に対する政府の規制の一般的な根拠
及びその問題点については、従来から「市場
の失敗」「政府の失敗」として説明されてき
たところであるが、今回、規制緩和問題が重
要な政策課題として取り上げられた背景には、

経済効率や経済的合理性の問題だけではなく、
特に次のようないふるい事情があるようと思われる。
すなわち、わが国における政府規制の多くは
戦時体制下や戦後いまだ閉鎖経済体制のもと
にあつた昭和二〇年代から三〇年代にかけて
制定されたものであるが、これらの規制によ
って保護される業界等にとっては、そこに安
住することから得られる利益が既得権となり、

その後の社会経済情勢の顕著な変化の中には
つても所管官庁や特定の政治勢力と結びつい
てその温存が図られてきたのであり、いわゆ
る金権腐敗政治の土壤をも形成してきたとい
うことである。

既得権を主張し「保護」の存続を求める人
々は、多くの場合、声高に自らが「弱者」で
あると訴えてきた。規制や補助金による保護
のコストは結局製品やサービスの価格として
消費者に、また税金として納税者に転嫁され、
社会的公正を実現するはずであった政府の公
共政策や所得再配分機能がかえって社会的公
正を著しく損なう役割をはたしている。また、
国民生活のさまざまな場面で無用の届出・許
可・免許、行政指導といった行政の干渉がみ
られ、市民的自由や自己決定権が制約されて
いる。こうした構図がこれまでわが国には蔓

政府規制緩和の今日的意味
規制緩和について細川前首相の私の諮問機
関であった経済改革研究会は昨年一月の中
間報告の中でも、自己責任原則と市場原理に立
いた。

延してきた。

先の細川連立政権のもとで規制緩和を中心とする経済改革が「生活者・消費者重視」の旗印とともに提起されたことには、右で述べたような社会的公正、政治的民主主義、市民的自由の今日的ありようとも深く結びついた重要な意義があると考えられるのである。

規制緩和論と社会党

規制緩和論は、かつて中曾根政権下で国鉄改革や都市開発等とかかわっていわゆる民活路線として提起され、社会党はこれについて企業・財界の利益に奉仕し国民の利益を損なうものとして強く反対してきたという経緯がある（注2）。そのことの当否はさておき、社会党が規制緩和政策に取り組む際につねに問題となりうるいくつかの負のバイアスがあるようと思われる。

その一つは、「社会民主主義は大きな政府の公的介入によって社会的公正の実現をめざすのだから、何でも規制緩和に賛成というわけにはいかない」といった類の素朴な先入観である。規制緩和論が登場した背景に自由主義から新保守主義に至る一定の思想的系譜があることは事実としても、一方、社会民主主義思想の側において「大きな政府」「公的介入」それ自体が実現すべき価値だというわけではあるまい。むしろそれらはたんなる政策

手段である。同じ価値が実現されるならば、やはり政府はできるだけ小さく、また市民生活や経済活動に対する政府の介入はできるだけ少なくかつできるだけ権力的でない手段によることが望ましい。市場の中で革新的・効率的な経営が非効率な経営にとってかわる新陈代谢がつねに行われることは、経済の活力ある発展にとって必須の条件である。

次に、「環境保全や生命の安全、消費者保護等に関する社会的規制は現在でも不十分であるから、むしろ強化すべきである」という議論。その認識自体決して不適切とは思わないが、しかし、これらの分野の規制でも、技術の進歩等によって従前の規制が不要となつたり、消費者のニーズの変化・多様化等によつてかえって消費者の利便を妨げるようになることもあります。また、安全規制等を名目としながら実態としては事業者や業界の既得権益の保護として作用しているものもある。

例えば車検制度については従来からこの点での批判が強かった。したがって、そうした規制についても不斷にその実態を点検し、過剰規制・業界保護的にならないよう、目的と基準を明確にして合理的な範囲内で行うことが必要だろう。「必要最小限」というのは、決して必要最小限の規制も行わないという意味でないことは自明である。

そして、いわゆる「経済的弱者」や「脆弱

な国内産業」の保護のためには需給調整によって過当競争を防止したり輸入を一元管理することが必要だとする議論である。しかし、特定産業等の保護・育成の目的で行われてきたこの種の規制については、はたしてうまく当初の目的を達成できたのか、保護政策の恩恵を受けていない他の分野・他の事業者との間に公平なバランスを保っているのか、産業構造を歪めるものとはなっていないか、その人々は本当に弱者なのか、保護政策のコストは誰が負担しているのか、等々多くの点で疑問が提起されているのである。

中小企業政策をめぐる問題

わが国の中小企業政策の主たる目的は、中小企業基本法第一條に定められている通り、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性や取引条件の向上を図ること等にある。すなわち、市場メカニズムを基本として、その前提となる競争条件について、企業規模が小さいことに起因する不利の解消を図ろうとするものである。また、わが国の中企業政策においては、これまで融資政策が主たる政策手段として用いられてきており、

全体としては必ずしも競争制限的な保護政策の色彩は濃いものではないとされる。

実際にも戦後の高度成長期から最近に至るまで、電機や金属・精密機械等をはじめとするわが国の成長産業を担ってきた企業の多くは、戦後、中小零細企業から出発して自力で成功してきたものであり、政府の保護育成政策への依存度、逆にいえば政府の政策的寄与度はきわめて希薄である。この点で、輸入制限や補助金・価格支持制度等に依存してきた農業政策とは明確な対照を見せていている(注3)。

これに対し、小売業に関わる大店法や商調法(小売商業調整特別措置法)では、中小小売店等を保護するための競争制限的な参入規制が行われてきており、特に大店法については過去の運用の不透明さもあって、近年の規制緩和をめぐる議論では必ずといってよいほど槍玉にあげられてきた。しかしこれについて通産省が今回とった措置は、 1000m^2 未満店舗の出店を原則として調整対象としない等の運用上の緩和にとどまり、法の枠組み 자체は引き続き存続することとなった。

大店法の存続を主張する立場からは、大型店の出店を野放しにすると、中小小売店は廃業・撤退を余儀なくされ、結果的に競争が低下して大型店の価格支配が強まる上、郊外型店舗の出店によって既存の商店街が衰退すること等により消費者利益が損なわれるという

ような説明がしばしばなされるが、はたしてはどうか。かりに既存の中小小売店からなる商店街が大型店よりも消費者利益に合致しているのであれば大型店の出店によって衰退することはないはずである。また、大型店の出店によって結果的に消費者利益が減少するのであれば、再び中小小売店の参入機会が増大すると考えるのが自然である。いずれにせよ、消費者利益の観点からは大型店の出店を規制する根拠はない。

大型店が出店することにより、既存の中小小売店のうち非効率な経営や消費者ニーズに適確に対応できないものが少なからぬ影響を受け、撤退・廃業を余儀なくされるものが出てくるであろうことは否定しえないが、すべてがそうなるというものでもないし、本来退出すべき経営が大型店の出店規制によって温存されることの弊害の方が、むしろ大きいとすべきであろう。

(注)
(1) 公正取引委員会事務局が数年前に行つた試算によると、付加価値額ベースで実にわが国経済の四〇%の産業分野について何らかの政府規制が行われており、そのうち免許・許可・認可による参入規制や設備・数量または価格についての規制があわせ行われている特に政府規制の強い分野が二四%ある。

(2) その当時に党が策定した「中期社会経済策一 われわれならこうする」の中には次のような記述が見られる。当時でも規制緩和や行革一般に反対していたというわけでもないことはわかる。
「12 今日、政府部門がもつているこのようないくつかの機能は、原則的には国民生活と国民经济にとって不可欠である。しかし、「政府の失敗」が存在することもたしかである。たとえば、行革の名において再配分機能の縮小をはかつたり、規制緩和の名において国民生活に損害をあたえるような企業活動の「自由」を認めるような方向を政策化することは誤りである。また、「画一的な供給」によって消費者の選択の自由や、場合によっては基本的人権を脅かしたり、いわゆる非効率をもたらす官僚機構の独善があつたり、以上の結果として、国民に受益とは関係のない過重な負担を強制したりすることに、それはあらわれている。

13 この点からすると、現在の政策手法においては「市場の失敗」とともに「政府の失敗」を克服する手法が重要となる。」(以下略、傍線筆者)

なお、右の傍線部分は、それ 자체としては理解できるのだが、「政府の失敗」の例示として挙げていることは理解に苦しむ。

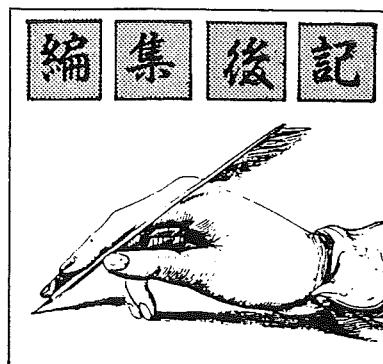
(3) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎編『日本の産業政策』(東京大学出版会、一九八四年)の小宮隆太郎教授、横倉尚教授執筆部分など。

また、政府規制とはやや性格が異なるが、著作

◆わが党は四月二十六日、連立政権から離脱した。細川首相が突然、政権を放棄し、新しい連立政権樹立のための基本政策・確認事項をめぐる議論が難航したあげく、ようやく合意に達して羽田政権が誕生した直後の出来事であった。その経緯は省略するが、政治改革四法案をめぐる問題はともかくとして、ガット・ウルグアイラウンド合意、突然の内閣改造の提案、寝耳に水の未

明の七%の「国民福祉税」創設の発表、そして「改革」など大統一会派の提案など、わが党が連立政権に参加して離脱するまでの約二四〇日間の間に、その兆候は随所に見られた。わが党はその度に分裂の危機に見舞われた。

◆この間、政策審議会事務局員は、実に多忙を極めた。皆が政権のノウ・ハウを会得しようとした。皆が政権のノウ・ハウを会得しようとした。無我夢中で、休日を返上することも日常茶飯事だった。その状況は、各党が持ち回りで事務局を担当した連立与党政策幹事会、政務幹事会、代表者会議、政府首脳会議をはじめ、九四年度予算編成作業、各省別プロジェクトチーム、課題別プロジェクトチームの事務局、そして法案処理のための各省庁との意見



調整など、会議に次ぐ会議の連続だった。そのすべてが初めての体験であり、それぞれが手探りの状態で任務に体当たりしていく。◆七党一会派の連立政権は、参加する政党の政策・価値観がそれぞれ微妙に異なり、その調整に手間取ったけれども、それは多様性を持つ政権として、ますます多様化する国民のニーズに対応できる強みを有している筈だった。だが現実には、社会

党の意見は絶えず不協和音として牽制され、屈辱的な妥協を迫られた。その後には、保守二党論を掲げ、「数の論理」を優先させる強権的発想にもとづく政界再編の意思が公然と働いていた。

◆結局、わが党は連立政権から離脱し再び野党となつた。けれどもその立場はかつての万年野党と蔑まれた時代の野党ではなく、新しい枠組みの連立政権樹立に指導権を有する野党として、日本の政治を大きく左右することになる。そして約八ヶ月間の短い期間であったが政権に参加し、そのノウ・ハウを会得しようと奮闘した経験は、今後の政策立案をはじめとする諸活動におおいに威力を發揮するものと確信している。(一)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義
角田義一 前畑幸子
温井寛 川那辺博

石田武 石田好数
早川幸彦 河野道夫
小川正浩 長谷川崇之
浜谷慎
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部	四五〇円
送料	六八円
年間購読料	六〇〇〇円(前納)
郵便振替	東京〇〇一八〇一四
又は	

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

June 1994

No. 333

<FOREWORD>

SEKIYAMA Nobuyuki

Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURES>

Opposition Leader's question at Lower House

(by MURAYAMA Tomiichi, Chairman of SDPJ)

Opposition Parliamentary Leader's question at LH

(by NOSAKA Kouken, Parliamentary Leader)

Opposition Leader's question at Upper House

Opposition Parliamentary Leader's question at UH

<DOCUMENTS>

Statement on withdrawal from coalition government

On Tokyo Council Meeting of the SI

Agenda for future generations

(by TANABE Makoto, Vice-President of the SI)

Opening address

(by President of the SI)

Resolution on the future of UN and global security

<POLICY FOCUS>

Political reform policies (by ITO Yasuhiro)

Observations on de-regulation (by SENBA Haruo)

政策資料 6月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 関山信之

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111内線3880~4

FAX 03(3502)5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料68円)